

建設キャリアアップシステムについて



「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」

1. システムの概要(P2～4)
2. システムの利用手順とメリット(P5～19)
3. システムの利用料金(P20～22)
4. システムを活用した政策展開(P23～29)
5. 登録申請の概要(P30～36)
6. 今後のスケジュール(P37～39)
7. 建設キャリアアップシステムのホームページについて(P40～45)
8. 建設キャリアアップシステムの利用規約、Q & A(P46～50)

1. システムの概要

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、平成31年1月よりシステムを利用できる現場を限った限定運用、平成31年度より本運用を開始予定
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>

①技能者情報等の登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】
- ・現場名
- ・工事の内容 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入状況等

②カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付

③システムによる就業履歴の蓄積

技能者情報のイメージ

| | | |
|----------|--------------------------|--------------------------|
| ID | 123456789012 | |
| 氏名 | 建設 太郎 | |
| 生年月日 | S55 1980/07/28 | |
| 保有資格 | 型枠 | 2016.06.20 |
| 登録基幹技能者 | 玉掛け | 2008.05.21 |
| 技能講習 | ロープ高所作業 | 2005.11.09 |
| 特別教育 | | |
| 社会保険加入状況 | 協会健保 | 建退共 |
| 健保 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 年金 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 雇用 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

技能者の保有資格や社会保険の加入状況をシステム上で確認することが可能に

技能者の就業履歴（いつ、どの現場で従事したかの実績）が蓄積される

就業履歴情報のイメージ

| 雇用事業者 | 現場名 | 就業年月 | 就業日数 |
|-------|-------|--------|------|
| 〇〇建設 | ××ビル | 2019.6 | 22日 |
| 〇〇建設 | □□住宅 | 2019.7 | 19日 |
| 〇〇建設 | 国産△△号 | 2019.8 | 11日 |
| 計 | 3現場 | | 52日 |

技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体
(一財)建設業振興基金

1. 基本理念・基本方針

- 技能者の経験が蓄積されるシステムを構築し、評価に応じた処遇改善などの**技能者を巡る環境の改善**等を目指す
- 技能者の本人情報について、その真正性を確認した上で、各種情報を業界統一のルールで登録・蓄積するシステムとする
- 簡易で低コストのシステムとする一方、個人情報の適切な保護にも留意する

2. 登録する情報・利用手順

①技能者、事業者の申請（申請は任意）に基づき、振興基金が以下の情報をシステムに登録

技能者情報

本人情報（住所、氏名、生年月日、性別、国籍）

| | |
|---|--|
| 必須情報 ○社会保険加入状況 ○建退共手帳の有無 等 | 推奨情報 ○保有資格、研修受講履歴 ○健康診断受診歴の有無 等 |
|---|--|

事業者情報

- 商号
- 所在地
- 建設業許可情報
許可番号・許可の有効期間・建設業の種類

②元請が現場の開設時に以下の情報を登録

現場情報

- 現場名及び住所、元請事業者名
- 工事の内容が分かる項目 等

③現場入場時にカードリーダー等でカードを読み取る

就業履歴

- 現場入場実績（日単位）等

※上記の申請手続きは、利用者の利便性確保のため、インターネット申請、郵送申請、窓口申請の手法を認める

3. 技能者に交付するカード（建設キャリアアップカード）

- 技能者の申請に基づき、運転免許証等で本人確認をした上で交付
- 技能者は申請方法に応じた実費（2500円又は3500円）を負担し、有効期間は10年。
- 将来的には技能者の技能に応じた色分けを検討。当面は登録基幹技能者をゴールドカードとする。



4. 事業者のシステム利用・情報閲覧の範囲

- 事業者がシステムを利用する際は、事業者の資本金に応じた登録料や利用の程度に応じた利用料の負担が必要。
- システム利用料を負担した他の建設事業者は技能者本人及び所属事業者が同意した範囲内で技能者情報の閲覧が可能。

5. システムの運営主体・普及目標

- 運営主体は（一財）建設業振興基金。
- 運用開始後1年で約100万人の登録を目指し、開始後5年を目途に全ての技能者の登録を目指す。

2. システムの利用手順とメリット



Step.1 情報の登録 (技能者の方)



技能者

- 必須情報
 - ・本人情報 (住所、氏名、生年月日、性別、国籍等)
 - ・所属事業者名、職種
 - ・社会保険加入状況、建退共加入状況 等
- 推奨情報
 - ・保有資格、研修受講履歴、表彰 等
 - ・健康診断受診歴

【技能者登録料】

- インターネット申請 2,500円
- 郵送・窓口申請 3,500円 (1年あたり、250円または350円)
- ※早期割引あり
- ※60歳以上の方の特例措置あり
- カードの有効期間：10年 (本人確認書類未提出の場合は3年)

【申請方法】

- ①インターネット申請
 - ②郵送申請
 - ③窓口申請
- ※申請の際、本人確認書類として、顔写真付き証明書類 (例：運転免許証、マイナンバーカード) を提出できない方は窓口申請のみ
※所属事業者等の代行申請も可

Step.2 カードの取得



Step.5 就業履歴の蓄積



※元請事業者の方は現場にカードリーダーを設置

Step.4 施工体制の登録

事業者の方は、現場・契約情報に対して、それぞれの施工体制を登録し、自社に所属する技能者の情報 (氏名、職種、立場 (職長等)) を登録

- ・回数
- ・所属技能者の情報 等

Step.3 現場の登録

元請事業者として現場を開設する事業者の方は、現場を開設する際に現場・契約情報を登録

- ・現場名
- ・工事内容 等

【現場利用料】

- 1就業履歴ごと：3円
- ※就業履歴とは現場で技能者が就業した人日 (例) 20人の技能者が50日就業した場合 → 3,000円

【申請方法】

- ①インターネット申請
 - ②郵送申請
 - ③窓口申請
- ※元請事業者、上位下請事業者等の代行申請も可

Step.1 情報の登録 (事業者の方)

事業者

下請

- ・商号、所在地
- ・建設業許可情報
- ・資本金、業種等
- ・社会保険加入状況 等

事業者

元請

【事業者登録料・管理者ID利用料】

- 事業者登録料 (5年毎) 資本金に応じて3,000円~120万円
- ※個人事業主の方は一律3,000円
- ※一人親方の方は無料
- ※早期割引あり
- 管理者ID利用料 (毎年) 1ID:2,400円
- ※1ヶ月あたり200円
- ※H31年3月迄、利用数に関わらず無料
- ※H31年4月~H32年3月迄、1ID無料

Step.6 経験の見える化

| 建設太郎 / 技能者就業履歴 | | | |
|----------------|---------|------|-------|
| 現場名 | 就業年月 | 就業日数 | 立場 |
| 〇〇ビル | 2016.06 | 10日 | 職長 |
| △△マンション | 2016.06 | 4日 | 作業責任者 |
| □□ビル | 2016.06 | 8日 | 作業責任者 |
| 合計 | | 22日 | |

- 技能や経験の簡易で客観的な蓄積
 - ・キャリアアップカードをカードリーダーにかざすだけで自動的に蓄積
 - ・どこの現場であっても共通のルールで蓄積
 - ・情報は電子的に蓄積
- 建退共証紙の確実な貼付
 - ・システムに蓄積された就業履歴を活用し、建退共手帳への証紙の貼付状況の確認が容易に
- 技能や経験の確認や証明の簡易化
 - ・取得した資格やこれまでの経歴を簡易に確認、更なるスキルアップを促進
 - ・自身の経歴などを簡易に証明
- 経験や技能に応じた処遇の実現
 - ・システムに蓄積される情報を活用し、技能者レベルに応じたキャリアアップカードの色分け
- ※当面は、登録基幹技能者に対し、ゴールドカードを交付



【一般のカード（表面）】

【ゴールドカード（表面）】

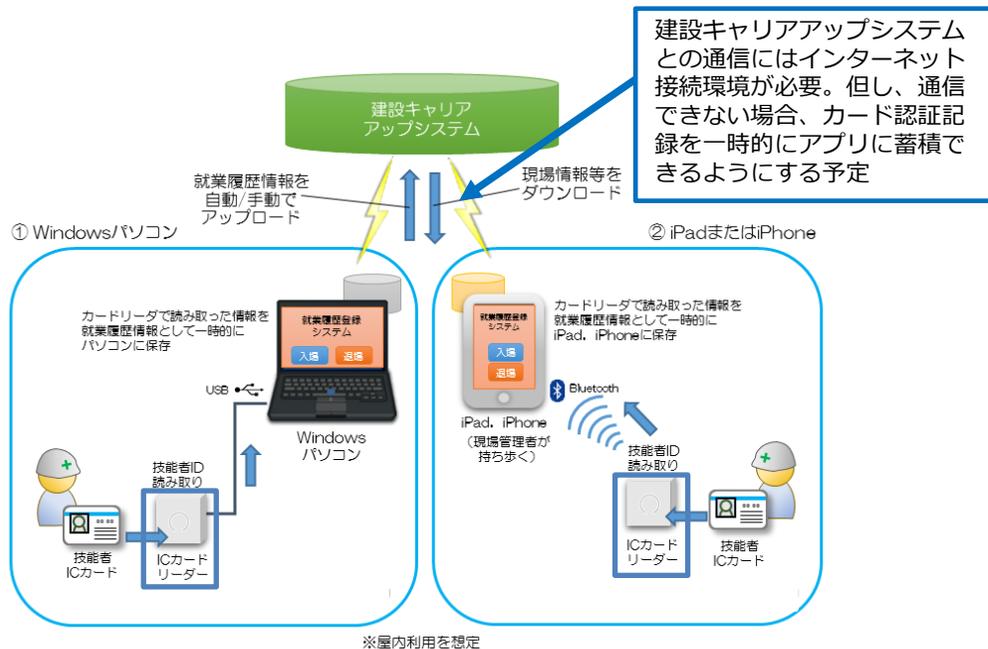
【裏面】

- ・ ICカードには、ICチップが内蔵されています（非接触型のICカード）。
- ・ ICチップには、データとして技能者IDを記憶させています。
- ・ ICチップ内のデータは暗号化等のセキュリティ対策が施されています。

- 建設キャリアアップシステムに蓄積される情報（保有資格や就業履歴）を活用し、技能者をレベル分けする能力評価基準について、国土交通省において、学識経験者や建設業関係団体から構成される「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」を開催して検討を進めている。

（第1回:平成29年11月13日、第2回:12月14日、第3回:平成30年1月29日、第4回:2月28日、第5回:3月20日）

- 当該能力評価基準に基づく技能者のレベルに応じて、カードを色分けする予定。
※当面は、登録基幹技能者の資格を有する者に対して、ゴールドカードを交付。



- WindowsパソコンおよびiPad/iPhoneから就業履歴を建設キャリアアップシステムとの間で送受信できるアプリを運営主体で提供予定。
- 小規模現場のカードリーダーの設置については、現場監督者が複数の現場を巡回することを想定し、一つのカードリーダーを使用し、個々の現場情報を切り替えることにより、複数の現場で共有することも可能。
- カードリーダーの設置できない現場については、事後に技能者又は所属事業者が、システムに就業情報を直接入力し、元請事業者がその情報を承認することにより就業履歴を蓄積することが可能。

【カードリーダーについて】

- 市販のカードリーダーに対応する予定（価格は、数千円から数万円程度）
- 対応するカードリーダーについて現在動作確認中（動作確認できたものから随時、HPで公開）

【カードリーダーの設置例】

携帯・簡易型



iPadとBluetooth接続のカードリーダーを用いた認証



PCにUSB接続のカードリーダーを用いた認証

現場設置型



盤改良型
サイズ：340×206×125



他314×355×144の通信ユニット有 盤サイズ：500×500×200

1. 技能者が自身の情報を閲覧

技能者は、

- ・技能者情報（本人）【①】、就業履歴情報【②】として自身の情報を閲覧できる
- ・自身の経歴を証明する書類として出力・印刷できる

①技能者情報（本人）

| 本人情報 | | 証 | 開 |
|-------------|-------|-----------------------|-------------------------------------|
| | ID | 123456789012 | <input type="checkbox"/> |
| | 氏名 | 建設 太郎 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| | 生年月日 | S45 1970/07/07 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| | 年齢 | 49歳 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| | 性別 | 男 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 経験年数 20年 | 住所 | 東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| | 電話番号 | 03-1234-5678 | <input type="checkbox"/> |
| | 緊急連絡先 | 03-1234-1234 | <input type="checkbox"/> |
| | FAX | 03-1234-5679 | <input type="checkbox"/> |
| | メール | 〇〇@〇〇.co.jp | <input type="checkbox"/> |
| | 国籍 | 日本 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| | 在留期間 | -- | <input checked="" type="checkbox"/> |

②就業履歴情報

| 技能者就業履歴 | | | |
|-----------------------------|------------------|---------|------|
| ID: 123456789012 | | | |
| 氏名: 建設 太郎 | | | |
| 期間: 2018年06月01日~2019年06月30日 | | | |
| 所属事業者 | 現場名 | 就業年月 | 就業日数 |
| 〇〇建設(株) | 東京都〇〇区 △△アパート | 2018.06 | 19日 |
| 〇〇建設(株) | 埼玉県××市 ××アパート | 2018.07 | 18日 |
| 〇〇建設(株) | 千葉県〇〇市 ××アパート | 2019.06 | 20日 |
| 計 | | 84現場 | 245日 |

| 職種 | | 証 | 開 |
|------------|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 大工 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 足場とび工 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 保有資格 | | 証 | 開 |
| 登録基幹技能者講習 | 登録建築大工基幹技能者 | 2015.12.20 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 技能検定 | 一級建築大工技能士 | 2005.03.20 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 建築士 | 木造建築士 | 2012.01.18 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 技能講習 | 足場の組立て等作業主任者 | 2003.04.05 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 特別教育 | ロープ高所作業 | 2003.02.17 | <input type="checkbox"/> |
| 学歴・指定学科 | | 証 | 開 |
| 〇/〇〇大学 | 建築学科 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 表彰実績 | | 証 | 開 |
| 優秀施工者 | 国土交通大臣顕彰 | 2014.10.20 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 所属事業者 | | 証 | 開 |
| 〇〇建設(株) | 雇用日 | 1993.04.06 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 社会保険加入状況 | | 証 | 開 |
| 健保 | 協会健保 | 12345678-12345678 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 年金 | 厚生年金 | 12345678-12345678 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 雇用 | --- | 12345678-12345678 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 健康診断 | | 証 | 開 |
| 一般検診 | | 2019.04.20 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 特殊検診 | 石綿肺 | 2018.12.05 | <input type="checkbox"/> |
| 労災保険特別加入状況 | | 証 | 開 |
| 一人親方特別加入 | 番号 | -- | <input type="checkbox"/> |
| 退職金共済 | | 証 | 開 |
| 建退共 | 被共済番号 | 123456789 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 中退共 | -- | -- | <input type="checkbox"/> |

一覧から技能者を選択して、技能者情報・就業履歴情報を閲覧できる

2. 事業者が自社に関する情報を閲覧

事業者は、

- ・事業者情報（自社）【①】として自社の情報を閲覧できる
- ・所属技能者の情報を一覧で表示【②】できる
- ・所属技能者一覧【②】から技能者を選択して、技能者毎の技能者情報【1-①】、就業履歴情報【1-②】を閲覧できる
- ・所属技能者の就業履歴を一覧で表示【③】できる
- ・有資格者数、社会保険加入率などを集計できる機能【④】を備える予定

①事業者情報（自社）

| 事業者情報（自社情報） | | |
|-----------------|-----------------------|-----------------|
| 事業者ID | 123456789012 | |
| 商号・名称 | 〇〇建設(株) | |
| 代表者名 | 〇〇 〇太郎 | |
| 所在地 | 東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4 | |
| 電話番号 | 03-1234-1234 | |
| 建設業許可（業種・番号・年月） | | |
| 123456 | 13 東京都知事 | H32年07月10日まで |
| | 特 土 建 鋼 舗 | |
| | 般 大と石屋夕内園水 | |
| 社会保険加入情報（整理記号等） | | |
| 健保 | 協会健保 | 12345678 |
| 年金 | 厚生年金 | 12345678 |
| 雇用 | --- | 12345678-912342 |

②所属技能者一覧

| ID | 氏名 | 性別 | 職種 | 年齢 | 保険加入 | | |
|--------------|--------|----|---------|----|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | | | | 健保 | 年金 | 雇用 |
| 123456789012 | 建設 太郎 | 男 | 1 大工 | 49 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| | | | 2 足場とび工 | | | | |
| 123456789013 | 〇〇 〇男 | 男 | 1 宮大工 | 52 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 123456789015 | 〇〇 〇次郎 | 男 | 1 大工 | 42 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 123456789016 | 〇〇 〇彦 | 男 | 1 足場とび工 | 31 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 123456789018 | 〇〇 〇美 | 女 | 1 木工 | 24 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |

③所属技能者就業履歴一覧（歴日毎）

| 出面集計表 | | 〇〇建設(株) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------|--------------------------------------|----------------------------------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|-------|-------|-------------------------------------|----|
| 雇用事業者 | 自 | 2019/6/1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就業年月 | 至 | 2019/6/30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 「技能者出面情報」より | <input type="checkbox"/> 本表に直接入力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 月次一括印刷 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ID | 技能者名 | 現場名(場所) | 建退共加入 | 就業日数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 27 | 28 | 29 | 30 | 残業(h) | 深夜(h) | 休日(日) | 建退共 | 備考 |
| 123456789012 | 建設 太郎 | ××アパート | 〇 | 20 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 123456789013 | 〇〇 〇男 | ××アパート | 〇 | 21 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 123456789016 | 〇〇 〇次郎 | □□マンション | 〇 | 18 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3.5 | | | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 123456789018 | 〇〇 〇美 | ××アパート | 〇 | 18 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| | 計 | 3現場 | | 119 | 3 | 0 | 0 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 | 3 | 3 | 0 | 13.0 | 0.0 | 0 | |

※雇用事業者用 所属技能者の出面表 2019年6月30日現在

④技能者情報の集計

| 所属技能者情報 | |
|---------|------------|
| 所属技能者数 | 〇人 |
| 有資格者数 | 〇人 |
| 登録基幹技能者 | 〇人 |
| 技能士 | 〇人 |
| 免許 | 〇人 |
| その他資格 | 〇人 |
| 技術検定 | 〇人 |
| 建築士 | 〇人 |
| 保険加入率 | 〇% 3保険加入 |
| 健保 | 〇% 適用除外を除く |
| 年金 | 〇% 適用除外を除く |
| 雇用 | 〇% 適用除外を除く |
| 建退共加入者 | 〇人 |
| 中退共加入者 | 〇人 |

就業日数を活用し、建退共証紙の必要枚数の確認が可能になります。

3. 稼働中の現場における元請事業者、上位下請事業者が現場に関する情報を閲覧

稼働中の現場における元請事業者、上位下請事業者は、

- ・ 自社に関する現場を一覧表示【①】でき、一覧から現場を選択して現場情報【②】を閲覧できる
- ・ 現場に入場している下位事業者の情報を一覧で表示【③】でき、一覧から事業者を選択して、事業者情報【2-①】、現場に入場した所属技能者一覧【2-②】、技能者情報【1-①】を閲覧できる
- ・ 現場に入場した技能者の就業履歴【④】を閲覧できる

① 自社に関する現場一覧

| 自社に関する現場一覧 | | |
|------------|---------------------------|------|
| 雇用事業者 | 〇〇建設(株) | |
| 就業年月 | 自 2019/6/1 至 2019/6/30 | |
| 現場名 | 住所 | 元請名 |
| ××アパート新築工事 | 千葉県〇〇市〇〇〇〇1-23 | 〇〇建設 |
| △△ビル新築工事 | 東京都〇〇区××2-4 | ××JV |
| □□マンション改修 | 東京都△△市△△6-1 | △△建設 |

② 現場情報

| 現場情報 | |
|------|-------------------|
| 現場ID | 123456789012 |
| 現場名 | ××アパート新築工事 |
| 住所 | 千葉県〇〇市〇〇〇〇1-23 |
| 元請名 | 〇〇建設 |
| 発注者 | △△住宅 |
| 工期 | 2019.06 ~ 2019.09 |
| 工事内容 | |
| 用途 | 共同住宅 |
| 構造 | 木造 |
| 階数 | 〇階 |
| 土木 | |
| 工種 | 工法 |
| 概要 | |

③ 下位事業者一覧 ※現場稼働中に限る

| 下位事業者一覧 | | | | | | |
|-----------|---------|--------|-------------|--------|-------|----------------|
| 事業者名 | ▽▽建設(株) | | | | | |
| 現場での自社の立場 | 現場 | | 事業者 | | 代表者名 | 住所 |
| | 現場ID | 現場名 | 施工体制に登録した回数 | 事業者ID | | |
| 元請事業者 | CD1234 | 〇〇工事 | 一次 | AB3456 | 〇〇建設 | 東京都〇〇市〇〇3-23 |
| 元請事業者 | CD1234 | 〇〇工事 | 二次 | CD1234 | □□工業 | 千葉県〇〇市〇〇34 |
| 元請事業者 | CD1234 | 〇〇工事 | 三次 | EF5678 | △△工務店 | 東京都〇〇区〇〇2-13 |
| 下請事業者 | RS4567 | △△新築工事 | 二次 | GH6789 | ××鉄筋 | 東京都〇〇市〇〇1-24-3 |
| 下請事業者 | RS4567 | △△新築工事 | 三次 | OP2345 | ■■舗装 | 埼玉県〇〇市〇〇56 |

④ 就業履歴一覧

| 作業員履歴一覧情報 | | | | | | | |
|-----------|---------------------------|------|--------|----|--------|--------|-------|
| 元請上位事業者 | □□建設(株) | | | | | | |
| 現場名(場所) | ××アパート | | | | | | |
| 就業年月 | 自 2019/6/1 至 2019/6/30 | | | | | | |
| 事業者名 | 技能者名 | 就業日数 | 作業内容等 | 立場 | 健康診断受診 | 社会保険加入 | 建退共加入 |
| 〇〇建設(株) | 建設 太郎 | 20 | 大工工事 | | ○ | ○ | ○ |
| 〇〇建設(株) | 〇〇 〇男 | 21 | 大工工事 | 職長 | ○ | ○ | ○ |
| 〇〇建設(株) | 〇〇 〇美 | 18 | 大工工事 | | ○ | ○ | ○ |
| ××工務所 | □□ 〇郎 | 15 | 大工工事 | | ○ | ○ | ○ |
| ××工務所 | □□ 次郎 | 15 | 大工工事 | | ○ | ○ | ○ |
| ××工務所 | □□ 太郎 | 20 | 電気設備工事 | 職長 | ○ | ○ | ○ |
| ××工務所 | □□ 花子 | 20 | 電気設備工事 | | ○ | ○ | ○ |

一覧から事業者を選択して、事業者情報【2-①】・現場に入場した所属技能者一覧【2-②】・技能者情報【1-①】を閲覧できる

4. 事業者が他社に関する情報を閲覧

事業者は、

- ・ 事業者情報(他社)【①】を検索して閲覧できる
- ・ 技能者及び所属事業者が同意した範囲で、技能者の情報を所属技能者一覧【②】、技能者情報【③】、就業履歴情報【④】として閲覧できる(初期設定は、非開示)

① 事業者情報(他社)

| 事業者情報(自社情報) | |
|-----------------|-----------------------|
| 事業者ID | 123456789012 |
| 商号・名称 | 〇〇建設(株) |
| 代表者名 | 〇〇 〇太郎 |
| 所在地 | 東京都〇〇市〇〇〇〇-1-23-4 |
| 電話番号 | 03-1234-1234 |
| 建設業許可(業種・番号・年月) | |
| 123456 | 13 東京都知事 H32年07月10日まで |
| 特 | 特 土 建 鋼 舗 |
| 般 | 大と石屋夕内園水 |
| 社会保険加入情報(整理記号等) | |
| 健保 | 協会健保 12345678 |
| 年金 | 厚生年金 12345678 |
| 雇用 | 12345678901234 |

② 所属技能者一覧(同意した範囲)

| 所属技能者一覧 | | | | | | |
|---------------|--------|----|---------|----|----|----|
| 雇用事業者 〇〇建設(株) | | | | | | |
| ID | 氏名 | 性別 | 職種 | 年齢 | 健保 | 年金 |
| 123456789012 | 建設 太郎 | 男 | 1 大工 | 49 | ○ | ○ |
| | | | 2 足場とび工 | | ○ | ○ |
| 123456789013 | 〇〇 〇男 | 男 | 1 宮大工 | 52 | ○ | ○ |
| 123456789015 | 〇〇 〇次郎 | 男 | 1 大工 | 42 | ○ | ○ |
| 123456789016 | 〇〇 〇彦 | 男 | 1 足場とび工 | 31 | ○ | ○ |
| 123456789018 | 〇〇 〇美 | 女 | 1 木工 | 24 | ○ | ○ |

※他社が閲覧する場合、番号の漏洩防止のため、社会保険加入状況、退職金共済の情報は一部のみ表示

技能者及び所属事業者が同意した範囲で、技能者情報【③】・就業履歴情報【④】を閲覧可能

③ 技能者情報(同意した範囲)

| 本人情報 | | 証 | 開 |
|-------|-------------------|---|---|
| ID | 123456789012 | ■ | ■ |
| 氏名 | 建設 太郎 | ☑ | ☑ |
| 生年月日 | S45 1970/07/07 | ☑ | ☑ |
| 年齢 | 49歳 | ☑ | ☑ |
| 性別 | 男 | ☑ | ☑ |
| 住所 | 東京都〇〇市〇〇〇〇-1-23-4 | ☑ | ☑ |
| 電話番号 | 03-1234-5678 | ■ | ■ |
| 緊急連絡先 | 03-1234-1234 | ■ | ■ |
| FAX | 03-1234-5679 | ■ | ■ |
| メール | 〇〇@〇〇.co.jp | ■ | ■ |
| 国籍 | 日本 | ☑ | ☑ |
| 経年数 | 20年 | | |

④ 就業履歴情報(同意した範囲)

| 技能者就業履歴 | | | |
|---------|-------------------------|---------|------|
| ID | 123456789012 | | |
| 氏名 | 建設 太郎 | | |
| 期間 | 2018年06月01日～2019年06月30日 | | |
| 所属事業者 | 現場名 | 就業年月 | 就業日数 |
| 〇〇建設(株) | 東京都〇〇区△△アパート | 2018.06 | 19日 |
| 〇〇建設(株) | 埼玉県××市□□マンション | 2018.07 | 18日 |
| 〇〇建設(株) | 千葉県〇〇市××アパート | 2019.06 | 20日 |
| 計 | | 84現場 | 245日 |

※技能者及び所属事業者が同意していない範囲は閲覧不可(初期設定は、非開示)

- ・建設キャリアアップシステムでは、技能者本人の申請により、運営主体が、技能者本人の保有する資格や免許などの情報をシステムに登録。
 - ・登録された資格や免許などの情報は、技能者情報として閲覧が可能。
- ※現場で蓄積された就業履歴については、就業履歴情報に表示され、閲覧が可能。

技能者が申請する内容(資格等)

| 入力情報 | 項目 | 記載例 |
|--|-----------------|------------------------------------|
| 資格 (取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入) | 保有資格①資格名 | 資格名:登録〇〇基幹技能者 更新年月日:2016年10月10日 |
| 免許 (取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入) | 保有資格①取得年月日 | |
| 技能講習 (取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入) | 保有資格①取得年月日 | |
| 特別研修 (取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入) | 保有資格①取得年月日 | |
| 特別研修 (取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入) | 保有資格①取得年月日 | |
| 研修受講履歴(複数登録可) | 研修①研修名 | 〇〇主任者 |
| | 研修①受講年月日 | 2014年5月15日 |
| 表彰(複数登録可) | 表彰①名称 | 建設マスター |
| | 表彰①表彰年月日 | 2016年10月16日 |
| 職種(複数選択可) | 職種 | 型枠 |
| 経験年数(職歴なども記載可能) | 経験記入欄(技能者本人記入用) | 型枠工事を20年。 |
| | 経験記入欄(所属事業者記入用) | この技能者は型枠工事を20年経験したことを証明します。 |

登録までの経験

技能者情報の閲覧イメージ

登録された資格、免許などの名称や取得等の年月日が閲覧可能

| 本人情報 | | No.1-1 |
|------|----------------------|--------|
| ID | 123456789012 | |
| 氏名 | 建設 太郎 | |
| 生年月日 | S45 1970/07/07 | |
| 年齢 | 46歳 | |
| 性別 | 男 | |
| 経験年数 | 20年 | |
| 住所 | 東京都〇〇市 〇〇〇-1-23-4 | |
| 電話番号 | 03-1234-5678 | |

職種
左官工

| 保有資格 | | |
|-----------|--------------|------------|
| 登録基幹技能者講習 | 登録左官登録基幹技能者 | 2013.12.20 |
| 技能検定 | 一級左官技能士 | 2005.03.20 |
| 建築士 | 二級建築士 | 2012.01.18 |
| 技能講習 | 足場の組立て等作業主任者 | 2000.04.05 |
| 特別教育 | ロープ高所作業 | 2000.02.17 |

表彰実績

| | |
|---------------|------------|
| 優秀施工者国土交通大臣顕彰 | 2014.10.20 |
|---------------|------------|

登録された表彰の名称と受賞年月日が閲覧可能

【就業履歴情報の閲覧イメージ】

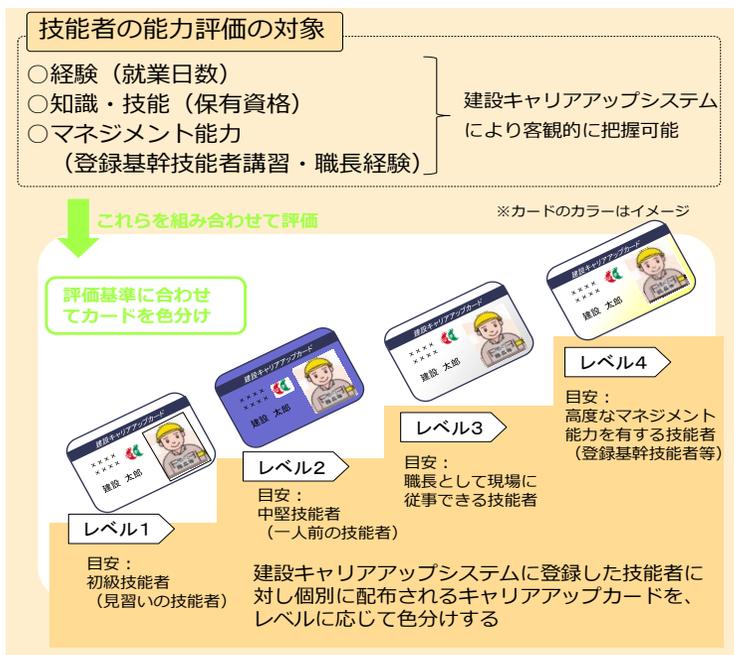
| 技能者就業履歴 | | No.2-1 | | | | |
|---------|-----------------------|---------|-------|-----|----|-----------------|
| ID: | 123456789012 | | | | | |
| 氏名: | 建設 太郎 | | | | | |
| 期間: | 2019年6月01日～2024年5月31日 | | | | | |
| 所属事業者 | 現場名 | 就業年月 | 就業日数 | 職種 | 立場 | 作業内容 |
| 〇〇建設(株) | 東京都〇〇区 △△ビル | 2019.06 | 10日 | 左官工 | | 壁塗り作業 |
| 〇〇建設(株) | 埼玉県××市 □□マンション | 2019.08 | 18日 | 左官工 | 職長 | 吹き付け作業 |
| 〇〇建設(株) | 千葉県〇〇市 ××アパート | 2020.04 | 10日 | 左官工 | 職長 | 壁塗り作業 吹き付け作業 |
| 計84現場 | | | 1245日 | | | |

現場で蓄積された就業履歴の合計日数

技能者の処遇改善

○経験や技能に応じた処遇の実現

- ・システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し、技能者をレベル分けする能力評価基準を検討（レベルに応じてキャリアアップカードを色分け）
- ・技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化も進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備



現場管理の効率化

○社会保険加入状況等の確認の効率化

- ・現場に入場する技能者ひとりひとりについて、社会保険の加入状況等の確認が効率化

| 事業者名 | 技能者名 | 就業日数 | 社会保険加入 |
|-------|------|------|--------|
| 〇〇建設 | 〇〇〇男 | 11 | ○ |
| 〇〇建設 | 建設太郎 | 10 | ○ |
| ××工務所 | □□□子 | 20 | ○ |
| ××工務所 | □□次郎 | 20 | ○ |



○書類作成の簡素化・合理化

- ・施工体制台帳や作業員名簿の作成の手間やミスを削減

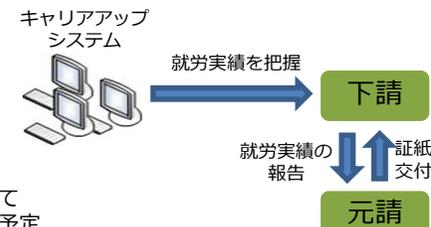
作業員名簿（イメージ）

| 氏名 | 職種 | 生年月日 | 現住所 |
|------|-------|--------|--------|
| 〇〇男 | 型枠工 | 〇年〇月〇日 | 〇〇県〇〇市 |
| 建設太郎 | 型枠工 | △年△月△日 | △△県△△市 |
| □□子 | 鉄筋工 | □年□月□日 | □□県□□市 |
| □□次郎 | 足場どび工 | ■年■月■日 | ■■県■■市 |

※赤枠部分にシステムに蓄積された情報が反映される

○建退共関係事務の効率化

- ・技能者に証紙を交付する際の事務作業が軽減（現在は手作業で必要書面を作成している）



※建退共において、システムに蓄積された就業履歴を用いて証紙請求書類（共通）を作成するソフトを開発し、提供予定

※また、建退共において、証紙に替えて電子的に就労実績を把握する方式の導入について検討が進められている

- 建設キャリアアップシステムの活用により、システムに登録された情報が反映された施工体制台帳を出力することが可能。
- これにより、施工体制台帳の作成の手間やミスを削減する効果が期待される。

施工体制台帳

[会社名] 事業者ID連記※本システム独自

[事業所名] 事業者ID連記※本システム独自

| 建設業の許可 | 許可業種 | 許可番号 | | 許可(更新)年月日 |
|--------|-------------|-------------|-------|-----------|
| | 工業業 | 大臣 特定 知事 一般 | 第 号 | 年 月 日 |
| 工業業 | 大臣 特定 知事 一般 | 第 号 | 年 月 日 | |

工事名称及び工事内容

発注者名及び住所

工期

| 契約営業所 | 区分 | 名称 | 住所 |
|-------|------|----|----|
| | 元請契約 | | |
| 下請契約 | | | |

発注者の監督員名

監督員名

現場代理人名

監理技術者・主任技術者名

専門技術者名

資格内容

担当工事内容

| 外国人建設就労者の従事状況(有無) | 有 | 無 | 外国人技能実習生の従事状況(有無) | 有 | 無 |
|-------------------|---|---|-------------------|---|---|
| | | | | | |

| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無 | 健康保険 | | 厚生年金保険 | | 雇用保険 | |
|------------|----------|------|----------|--------|----------|------|----------|
| | | 加入 | 未加入 適用除外 | 加入 | 未加入 適用除外 | 加入 | 未加入 適用除外 |
| | 事業所整理記号等 | 区分 | 営業所の名称 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 | |
| | | 元請契約 | | | | | |
| | | 下請契約 | | | | | |

(記入要領) 1 この様式は元請作成し、一次下請業者を通じて発行される両下請負通達書(様式第1号-甲)を添付することにより、一次下請業者別の施工体制台帳として利用する。発注者及び下請業者との契約書面の写しを添付(公共工事は請負代金額の記載のあるもの)を添付することにより記載を省略することができる。

※システムへの施工体制の登録が必要
※施工体制台帳はイメージ

《下請負人に関する事項》

会社名 事業者ID連記※本システム独自 代表者

住所電話番号

工事名称及び工事内容

工期

| 建設業の許可 | 施工に必要な許可業種 | 許可番号 | | 許可(更新)年月日 |
|--------|-------------|-------------|-------|-----------|
| | 工業業 | 大臣 特定 知事 一般 | 第 号 | 年 月 日 |
| 工業業 | 大臣 特定 知事 一般 | 第 号 | 年 月 日 | |

現場代理人名

権限及び意見申出方法

※主任技術者名

資格内容

※登録基礎技能者名・種類

安全衛生責任者名

安全衛生推進者名

雇用管理責任者名

※専門技術者名

資格内容

担当工事内容

| 外国人建設就労者の従事状況(有無) | 有 | 無 | 外国人技能実習生の従事状況(有無) | 有 | 無 |
|-------------------|---|---|-------------------|---|---|
| | | | | | |

| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無 | 健康保険 | | 厚生年金保険 | | 雇用保険 | |
|------------|---------|--------|----------|--------|----------|------|----------|
| | | 加入 | 未加入 適用除外 | 加入 | 未加入 適用除外 | 加入 | 未加入 適用除外 |
| 事業所整理記号等 | | 営業所の名称 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 | | |

全建統一様式第3号 施工体制台帳
※青字は本システム独自の項目(ID等)

- ① 出入国及び難民認定法(昭和26政令319号)別表第1の2の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- ② 同法別表第1の5の表の上欄の在留資格が決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、その所の名称欄を、雇用管理責任者の欄に「因」

- 1 ※主任技術者名
- 2 専門技術者名
- 3 資格の科目
- 4 主任技術者名

- システムに登録された元請企業の事業者情報を反映
- システムに登録された元請企業の現場情報を反映
- システムに登録された下請企業の事業者情報を反映
- システムに登録された施工体制情報を反映

- ① 経験年数
- 1) 大
- 2) 中
- 3) 小
- 4) その他
- 5) 10年以上の大規模建築
- 6) 電気工事士(電気工事士試験)
- 7) 電気事業法(電気主任技術者国家試験等)
- 8) 消防法(消防設備士試験)
- 9) 職業能力開発促進法(技能検定)

- 建設キャリアアップシステムの活用により、システムに登録された情報が反映された作業員名簿を出力することが可能。
- これにより、作業員名簿の作成の手間やミスを削減する効果が期待される。

作業員名簿

事業所の名称 **現場ID追記※本システム独自**

(年 月 日 作成)

全建統一様式第5号 作業員名簿
※青字は本システム独自の項目(ID等)

所長名 _____ 殿

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次 事業者ID追記※本システム独自
会社名 _____

(次) 事業者ID追記※本システム独自
会社名 _____

| 番号 | ふりがな 氏名 技能者ID追記 ※本システム独自 | 職種 | 所属事業者と異なる事業者の元で就業した場合 ※ 事業者ID 事業者名 ※本システム独自 | 雇入年月日 | 生年月日 | 現住所 | (TEL) | 最近の健康診断日 | 血液型 | 特殊健康診断日 | 教育・資格・免許 | | | 入場年月日 |
|----|-----------------------------------|----|---|-------|-------|-------|-------|----------|-----|---------|----------|----|----|-------|
| | | | | 経験年数 | 年齢 | 家族連絡先 | (TEL) | 血圧 | 種別 | 種別 | 種別 | 種別 | 種別 | 種別 |
| | ※本システム独自 | | 事業者ID 事業者名 ※本システム独自 | 年 月 日 | 年 月 日 | | () | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | | 年 月 日 |
| | ※本システム独自 | | 事業者ID 事業者名 ※本システム独自 | 年 | 歳 | | () | ~ | | | | | | 年 月 日 |
| | ※本システム独自 | | 事業者ID 事業者名 ※本システム独自 | 年 月 日 | 年 月 日 | | () | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | | 年 月 日 |
| | ※本システム独自 | | 事業者ID 事業者名 ※本システム独自 | 年 | 歳 | | () | ~ | | | | | | 年 月 日 |
| | ※本システム独自 | | 事業者ID 事業者名 ※本システム独自 | 年 月 日 | 年 月 日 | | () | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | | 年 月 日 |
| | ※本システム独自 | | 事業者ID 事業者名 ※本システム独自 | 年 | 歳 | | () | ~ | | | | | | 年 月 日 |
| | ※本システム独自 | | 事業者ID 事業者名 ※本システム独自 | 年 月 日 | 年 月 日 | | () | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | | 年 月 日 |
| | ※本システム独自 | | 事業者ID 事業者名 ※本システム独自 | 年 | 歳 | | () | ~ | | | | | | 年 月 日 |
| | ※本システム独自 | | 事業者ID 事業者名 ※本システム独自 | 年 月 日 | 年 月 日 | | () | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | | 年 月 日 |
| | ※本システム独自 | | 事業者ID 事業者名 ※本システム独自 | 年 | 歳 | | () | ~ | | | | | | 年 月 日 |
| | ※本システム独自 | | 事業者ID 事業者名 ※本システム独自 | 年 月 日 | 年 月 日 | | () | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | | 年 月 日 |
| | ※本システム独自 | | 事業者ID 事業者名 ※本システム独自 | 年 | 歳 | | () | ~ | | | | | | 年 月 日 |

- システムに登録された元請企業の現場情報を反映
- システムに登録された下請企業の事業者情報を反映
- システムに登録された施工体制情報を反映
- システムに登録された下請企業に所属する技能者情報を反映
- システムに蓄積された下請企業に所属する技能者の就業履歴情報を反映(現場入場後)

※システムへの施工体制の登録が必要
※作業員名簿はイメージ

② … 女性作業員
③ … 能力向上教育
技能士(等級)

(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。

- 建設キャリアアップシステムの活用により、システムに登録された情報が反映された再下請負通知書を出力することが可能。
- これにより、再下請負通知書の作成の手間やミスを削減する効果が期待される。

再下請負通知書(変更届)

年 月 日

最近上位の注文番号 XXXXXXXXXX [報告下請負業者]
 現場代理人名 (所長名) 氏 住所 〒XXXXXXXXXX
 TEL XXXXXXXXXX
 FAX XXXXXXXXXX
 元請名称 XXXXXXXXXX 会社名 XXXXXXXXXX
 代表番号 XXXXXXXXXX 印

《自社に関する事項》

| | | | |
|------------|---------|---------|----------------|
| 工事名称及び工事内容 | | | |
| 工期 | 自 年 月 日 | 至 年 月 日 | 注文書との契約日 年 月 日 |

| | | | |
|--------|------------|------|-----------|
| 建設業の許可 | 施工に必要な許可業種 | 許可番号 | 許可(更新)年月日 |
| | 工事業 大臣 特准 | 第 号 | 年 月 日 |
| | 工事業 大臣 特准 | 第 号 | 年 月 日 |

| | |
|--------|----------|
| 監督員名 | 安全衛生責任者名 |
| | 安全衛生推進者名 |
| | 雇用管理責任者名 |
| | ※専任技術者名 |
| 資格内容 | |
| 担当工事内容 | |

| | | | | | | | |
|--------------|---------|--------|----------|--------|----------|------|----------|
| ※登録基準学校番号・種類 | 保険加入の有無 | 健康保険 | | 厚生年金 | | 雇用保険 | |
| | | 加入 | 未加入 適用除外 | 加入 | 未加入 適用除外 | 加入 | 未加入 適用除外 |
| 事業所整理番号等 | 事業所 | 営業所の名称 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 | | |

このほか、**施工体系図**や**下請負業者編成表**の作成支援が可能

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係に

| | | | |
|------------|--|---------|-----------|
| 会社名 | XXXXXXXXXX | | |
| 住所電話番号 | 〒XXXXXXXXXX (TEL XXXXXXXXXX) | | |
| 工事名称及び工事内容 | XXXXXXXXXX | | |
| 工期 | 自 年 月 日 | 至 年 月 日 | 契約日 年 月 日 |

全建統一様式第1号一甲 再下請負通知書
 ※青字は本システム独自の項目(ID等)

| | | | |
|--------|------------|------|-----------|
| 建設業の許可 | 施工に必要な許可業種 | 許可番号 | 許可(更新)年月日 |
| | 工事業 大臣 特准 | 第 号 | 年 月 日 |
| | 工事業 大臣 特准 | 第 号 | 年 月 日 |

| | |
|----------------|----------|
| 現場代理人名 | 安全衛生責任者名 |
| 権限及び意見申出方法 | 安全衛生推進者名 |
| ※主任技術者名 専任 非専任 | 雇用管理責任者名 |
| 資格内容 | ※専任技術者名 |
| | 資格内容 |
| ※登録基準学校番号・種類 | 担当工事内容 |

| | | | | | | | |
|------------|---------|--------|----------|--------|----------|------|----------|
| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無 | 健康保険 | | 厚生年金 | | 雇用保険 | |
| | | 加入 | 未加入 適用除外 | 加入 | 未加入 適用除外 | 加入 | 未加入 適用除外 |
| 事業所整理番号等 | 事業所 | 営業所の名称 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 | | |

- システムに登録された元請企業の事業者情報を反映
- システムに登録された元請企業の現場情報を反映
- システムに登録された下請企業の事業者情報を反映
- システムに登録された施工体制情報を反映
- システムに登録された下請企業に所属する技能者情報を反映
- システムに蓄積された下請企業に所属する技能者の就業履歴情報を反映(現場入場後)

※システムへの施工体制の登録が必要
 ※再下請負通知書はイメージ
 外国人技能実習生の従事状況(有無) 有 無
 雇用契約の右欄分を記入するとともに、次の契約書をコピーして使用する。なお、再下請がある場合は、《再下請負関係》欄をコピーして使用する。

○建設キャリアアップシステムは、技能者一人ひとりについて、どのような資格を持ち、どの現場で何日就労したかなどを業界横断的に登録・蓄積する仕組み。

➡業界全体で、技能者一人ひとりの技能や経験をしっかりと“認め”“育てる”仕組み

○技能や経験の簡易で客観的な蓄積

- ・キャリアアップカードをカードリーダーにかざすだけで自動的に蓄積
- ・どこの現場であっても共通のルールで蓄積
- ・情報は電子的に蓄積

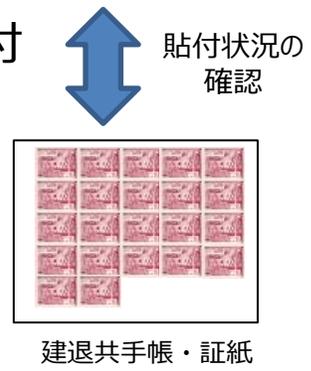


就業履歴情報(イメージ)

| 雇用事業者 | 現場名 | 就業年月 | 就業日数 |
|-------|-------|--------|------|
| 〇〇建設 | ××ビル | 2019.6 | 22日 |
| 〇〇建設 | □□住宅 | 2019.7 | 19日 |
| 〇〇建設 | 国道△△号 | 2019.8 | 11日 |
| 計 | 3現場 | | 52日 |

○建退共証紙の確実な貼付

- ・システムに蓄積された就業履歴を活用し、建退共手帳への証紙の貼付状況の確認が容易に



○技能や経験の確認や証明の簡易化

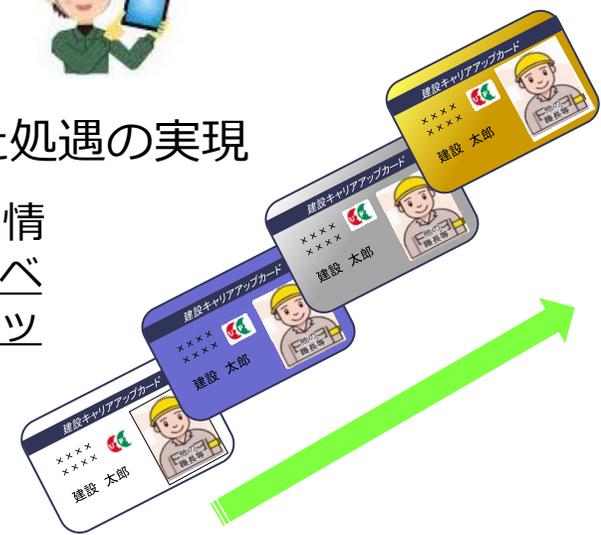
- ・取得した資格やこれまでの経歴を簡易に確認、更なるスキルアップを促進
- ・自身の経歴などを簡易に証明

| 本人情報 | | 就業履歴 |
|-------|--------------|-----------|
| | 0123456789 | 〇〇建設(株) |
| | 建設 太郎 | ・A市住宅建設工事 |
| | S60/07/01 | ・X市住宅建設工事 |
| | 男 | 就業日数 計〇〇日 |
| | 03-xxxx-xxxx | |
| 保有資格 | | |
| ×××資格 | 〇〇〇研修受講 | |



○経験や技能に応じた処遇の実現

- ・システムに蓄積される情報を活用し、技能者レベルに応じたキャリアアップカードの色分け



※当面は、登録基幹技能者に対し、ゴールドカードを交付

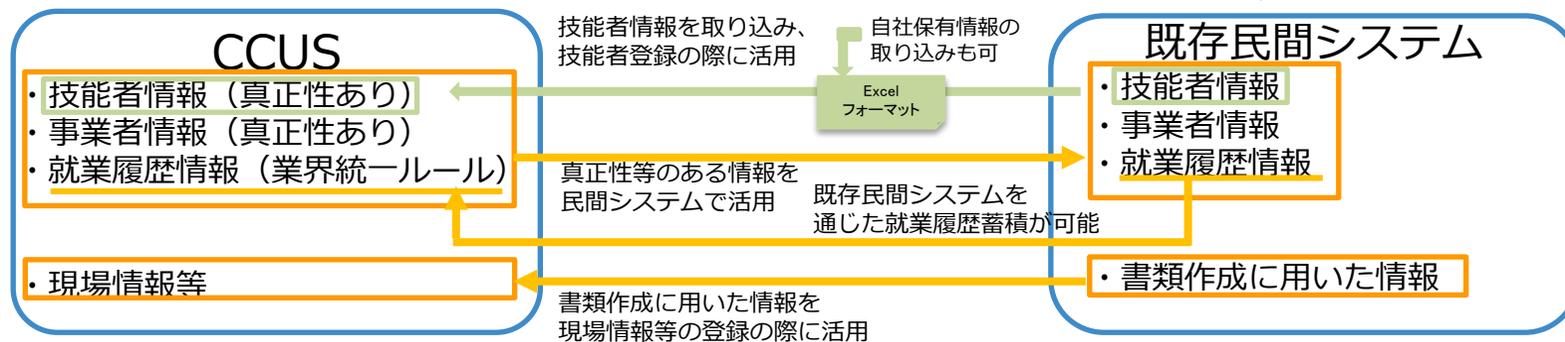
※その他、システム利用やカード取得・保有によるメリットについて検討中

○建設キャリアアップシステム（CCUS）と既存民間システムとの機能の比較

| 主な機能 | CCUS | 民間システムの例 | | | 備考 |
|------------------------|------|----------|----|----|---|
| | | A社 | B社 | C社 | |
| 技能者情報・事業者情報を真正性を確保して登録 | ○※1 | △ | △ | △ | ※1：CCUSでは、情報登録の際に、登録内容を証明する書類を提出させ、システム運営主体が確認することにより、情報の真正性を確保 |
| 業界統一のルールで就業履歴を蓄積 | ○※2 | × | × | × | ※2：API連携により、既存民間システムを通じた就業履歴の蓄積が可能 |
| 通門管理・入退場管理 | × | ○ | × | ○ | |
| 安全衛生書類の作成 | △ | ○ | ○ | ○ | |
| 施工体制台帳書類の作成 | △ | ○ | ○ | ○ | |
| 労務費報告書の作成 | × | × | × | ○ | |
| 給与計算 | × | ○ | × | × | |

○CCUSと既存民間システムとの連携について

- ・ **API連携**や既存データの取り込みにより、CCUSと民間システムの連携が可能



■ API連携
■ 既存データの取り込み

API連携※

API連携により、

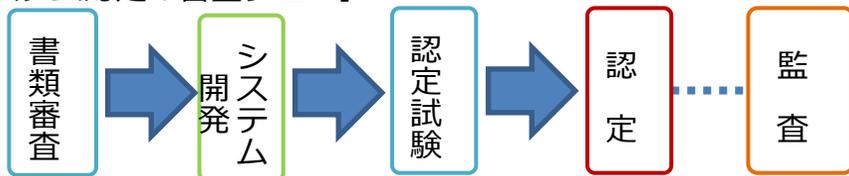
- ①建設キャリアアップシステムに登録された真正性の確認された技能者情報・事業者情報及び業界統一のルールで蓄積された就業履歴情報を、既存民間システム側で活用できます（民間システムの情報の真正性向上）。
【CCUS ⇒ 既存民間システム】
- ②既存民間システムを使って入場した場合でも、建設キャリアアップシステムに就業履歴情報を蓄積することができます。（新たなカードリーダーの設置が不要）【既存民間システム ⇒ CCUS】
- ③既存民間システムで安全衛生書類や施工体制台帳書類を作成する際に入力した情報を、建設キャリアアップシステムの現場情報や施工体制情報に反映できます（入力作業が軽減）。【既存民間システム ⇒ CCUS】

- ・連携する民間システムについては、一定の条件を満たしているかどうかについて認定審査を受ける必要があります。（平成30年2月28日より審査受付開始）

【システム認定の条件】

- (1) 就業履歴情報を記録・管理すること。
- (2) 認定されることにより建設キャリアアップシステムに登録される技能者及び事業者にとって利便性が向上することが明確であること。
- (3) 指定するセキュリティ基準・運用基準を満たすシステムであること。
- (4) 取り扱うデータに対し、共同利用することに同意できること。

【システム認定の審査フロー】



※API連携

建設キャリアアップシステムの標準API（Application Programming Interfaceの略）を使って、就業履歴情報等のデータを送受信し登録・連携することであり、この標準APIを使って連携を希望する民間の入退場管理システム、安全衛生管理システム等が、運営主体の認定を受けることにより、「就業履歴データ登録標準API連携認定システム」として連携することで、運営主体の提供するシステムに加え、広く建設現場での就業履歴データの蓄積が可能となり、技能者及び事業者の利便性の向上が期待されます。

建設キャリアアップシステム
Construction CareerUp System

お問い合わせセンター
03-6386-3725
受付時間：平日 9時～17時
Email otoiawase@mail.ccus.jp

| | | | |
|-------------------|-----------|------------|--------------|
| HOME | 概要/スケジュール | 運営協議会/総会資料 | ご登録手続き/ご利用方法 |
| 建設キャリアアップシステムログイン | ガイダンス動画 | インフォメーション | Q & A |

API連携について
ダウンロード
リンク

建設業と技能者
新しいシステムが動き出し
「建設キャリアアップシステム」のご案内

建設キャリアアップシステム 申請書のお取り寄せはこちら >> 申請受付中
建設キャリアアップシステム インターネットによるお申込みはこちら >> 申請受付中

建設キャリアアップシステム
就業履歴データ登録標準API連携認定システム審査受付サイト

委託会社
富士ファイルイメージングシステムズ株式会社
委託会社
一般財団法人建設業振興基金（運営主体）

就業履歴データ登録標準API連携認定システムとは？

審査基準
審査の流れ
審査費用

お問い合わせ

3. システムの利用料金

技能者の登録料

【料金】

- インターネット申請 **2,500円**
- 郵送・窓口申請 **3,500円**
(1年あたり、250円または350円)

※早期割引

- ・H31.3月迄にインターネット申請した方
2,500円 → 2,000円 (500円割引)
- ・H30年度中に登録した場合、カードの有効期間を最大1年間延長する。(有効期間の起算点をH31年4月からとする。)

※60歳以上の技能者の特例措置

- ①登録料は 2,000円 (500円割引)
(H35.3月迄にインターネット申請した60歳以上の方)
- ②カードの有効期間を15年とする。
(登録・更新時の年齢が60歳以上の方)

カードの有効期間 **10年**

(本人確認書類が未提出の場合は3年)

※有効期間内にカードの紛失、破損等があった場合は、実費相当：約1,000円(発送費を含む)で、再発行の予定。

事業者の登録料・利用料

【料金】

| 料金の種類 | | 設定方法 | 支払 | 対象 |
|---------|-----------|------------|-----|-----------------|
| 事業者登録料 | ①事業者登録料 | 資本金 | 5年毎 | 全事業者(個人事業主を含む)※ |
| システム利用料 | ②管理者ID利用料 | 管理者IDの利用数 | 毎年 | 全事業者(個人事業主を含む) |
| | ③現場利用料 | 技能者の就業履歴回数 | 毎年 | 元請として現場を登録する事業者 |

※H30年度中に登録した場合、事業者登録の有効期間を最大1年間延長する。
(有効期間の起算点を、H31年4月からとする。)
※事業者登録料については、一人親方は無料。

①事業者登録料 (5年ごと)

| 資本金 | 新規・更新 |
|--------------------|------------|
| 500万円未満 | 3,000円 |
| 500万円以上1,000万円未満 | 6,000円 |
| 1,000万円以上2,000万円未満 | 12,000円 |
| 2,000万円以上5,000万円未満 | 24,000円 |
| 5,000万円以上1億円未満 | 30,000円 |
| 1億円以上3億円未満 | 60,000円 |
| 3億円以上10億円未満 | 120,000円 |
| 10億円以上50億円未満 | 240,000円 |
| 50億円以上100億円未満 | 300,000円 |
| 100億円以上500億円未満 | 600,000円 |
| 500億円以上 | 1,200,000円 |

※一人親方は無料。

②管理者ID利用料 (毎年)

| ID数 | 料金 |
|------|--------|
| 1あたり | 2,400円 |

※1ヶ月あたり200円。
※H31年3月迄は、利用数に関わらず無料。
※H31年4月～H32年3月迄、1ID無料。

(管理者IDの取得により、事業者情報の管理、現場の登録、技能者情報の閲覧、帳票出力が可能。)

③現場利用料 (毎年)

| 就業履歴回数 | 料金 |
|--------|----|
| 1回 | 3円 |

※現場に入場する人日単位で課金

(現場利用料の算出(例))
20人の技能者が50日就業した場合 → 3,000円

【前提条件】

①現場利用料は元請けとして現場を登録する事業者のみの負担で、下請けとなる工事には不要。

②現場利用料については、技能者1,000人日/完工高1億円と仮定し、年間完成工事高のうち、7割の現場で就業履歴の蓄積があると想定。

◆事業者モデル（一人親方）

| 項目 | 規模 |
|-----------|-----------------|
| 資本金 | - |
| 年完工高 | 1,000万円 |
| 管理者ID取得数 | 1 ID |
| 種別 | 試算 |
| 事業者登録料 | 0円/年 |
| 管理者ID利用料 | 2,400円/年 |
| 現場利用料 | 210円/年 |
| 合計 | 2,610円/年 |

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、2,400円

◆事業者モデル①

| 項目 | 規模 |
|-----------|-----------------|
| 資本金 | 500万円 |
| 年完工高 | 5,000万円 |
| 管理者ID取得数 | 1 ID |
| 種別 | 試算 |
| 事業者登録料 | 1,200円/年 |
| 管理者ID利用料 | 2,400円/年 |
| 現場利用料 | 1,050円/年 |
| 合計 | 4,650円/年 |

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、3,600円

◆事業者モデル②

| 項目 | 規模 |
|-----------|-----------------|
| 資本金 | 1,000万円 |
| 年完工高 | 1億円 |
| 管理者ID取得数 | 1 ID |
| 種別 | 試算 |
| 事業者登録料 | 2,400円/年 |
| 管理者ID利用料 | 2,400円/年 |
| 現場利用料 | 2,100円/年 |
| 合計 | 6,900円/年 |

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、4,800円

◆事業者モデル③

| 項目 | 規模 |
|-----------|------------------|
| 資本金 | 3,000万円 |
| 年完工高 | 3億円 |
| 管理者ID取得数 | 1 ID |
| 種別 | 試算 |
| 事業者登録料 | 4,800円/年 |
| 管理者ID利用料 | 2,400円/年 |
| 現場利用料 | 6,300円/年 |
| 合計 | 13,500円/年 |

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、7,200円

◆事業者モデル④

| 項目 | 規模 |
|-----------|------------------|
| 資本金 | 7,000万円 |
| 年完工高 | 7億円 |
| 管理者ID取得数 | 1 ID |
| 種別 | 試算 |
| 事業者登録料 | 6,000円/年 |
| 管理者ID利用料 | 2,400円/年 |
| 現場利用料 | 14,700円/年 |
| 合計 | 23,100円/年 |

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、8,400円

◆事業者モデル⑤

| 項目 | 規模 |
|-----------|------------------|
| 資本金 | 2億円 |
| 年完工高 | 20億円 |
| 管理者ID取得数 | 1 ID |
| 種別 | 試算 |
| 事業者登録料 | 12,000円/年 |
| 管理者ID利用料 | 2,400円/年 |
| 現場利用料 | 42,000円/年 |
| 合計 | 56,400円/年 |

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、14,400円

4. システムを活用した政策展開

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
- 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
- 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引上げを実施。
- これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステムの枠にとらわれない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
- 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。
※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目的に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（5年）を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

- **週休2日制の導入を後押しする**
 - ・ 公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
 - ・ 建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
 - ・ 週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
 - ・ 週休2日制を実施している現場等（モデルとなる優良な現場）を見える化する
- **各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する**
 - ・ 昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
 - ・ 各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

- **技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する**
 - ・ 労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
 - ・ 建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者（約330万人）の加入を推進する
 - ・ 技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
 - ・ 能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等に見える化を検討する
 - ・ 民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける
 - **社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする**
 - ・ 全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
 - ・ 社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する
- ※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

- **生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする**
 - ・ 中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
 - ・ 生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する（i-Construction大賞の対象拡大）
 - ・ 個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する
- **仕事を効率化する**
 - ・ 建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
 - ・ 工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
 - ・ 建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する
- **限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する**
 - ・ 現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
 - ・ 補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める
- **重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する**

要請の概要

日時：平成30年3月27日 17:30~18:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会



石井国土交通大臣から建設業団体トップへの要請内容(ポイント)

○週休2日の確保をはじめとした長時間労働の是正について

- ・ 時間外労働の段階的な削減や週休2日の確保に向けた具体的かつ実効性ある取組（計画の策定や会員企業をあげた運動など）

○給与・社会保険について

- ・ 公共工事設計労務単価の引き上げや政府全体でも賃金の3%引き上げを進める方針であることを踏まえ公共工事、民間工事を問わず、建設業の担い手の給与について、目に見える形での引き上げ
- ・ 週休2日工事における補正措置も含め、現場の技能者まで給与や法定福利費が確実に行き渡るよう、更に思い切った具体的な取組の実施
- ・ 将来にわたって技能者一人一人の経験や技能にふさわしい処遇を実現し、キャリアの見通しを示す新しい建設業の制度インフラとなる建設キャリアアップシステムへの加入の促進についての一層の協力

○生産性の向上について

- ・ 積極的なICTの活用等による生産性向上の取り組み
- ・ タブレットによるペーパーレス化やウェアラブルカメラの活用等、IoT技術や新技術の導入

【今後について】

今年の夏を目途に、今回の要請を受けた建設業団体としての取組や国土交通省の施策の進捗を共有し、さらなる具体的展開や強化につなげていく。

- ・建設キャリアアップシステムの導入で確認が可能となる、技能者の保有資格及び就業履歴のデータを活用し、個々の技能者の知識や技能と組み合わせた「能力評価基準」を策定する。
- ・この能力評価基準に基づいて技能者を評価する枠組みを構築し、レベルに応じてキャリアアップカードを色分けすることで、技能者の技能や経験に応じた処遇の実現に向けた環境整備を行う。
- ・更に、この技能者の能力評価基準と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化を進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備する。

技能者の能力評価の対象

- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力
（登録基幹技能者講習・職長経験）

建設キャリアアップシステム
により客観的に把握可能

これらを組み合わせて評価

※カードのカラーはイメージ

評価基準に合わせて
カードを色分け

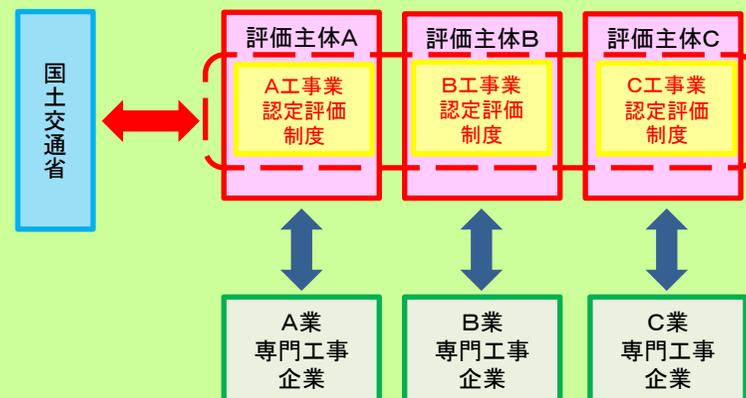


専門工事企業の施工能力等の見える化のイメージ

【見える化の対象項目（イメージ）】

- 所属する技能者の人数・評価
※建設キャリアアップシステムに基づく技能者の能力評価と連動
- 表彰・工事実績
- 建機の保有状況
- 安全性（無事故期間 等）
- 処遇・福利厚生（社会保険等への加入状況 等）
- 人材確保・育成（研修制度 等）
- 地域貢献（災害復旧、地域活動への貢献 等）
- 経営状況 等

（将来的なイメージ）



※評価主体としては、専門工事業団体等が考えられる。
※各評価主体が行う企業評価の項目や手法についてガイドラインで定める。

建設技能者の就業履歴や保有資格を業界統一のルールで蓄積する建設キャリアアップシステムが運用開始されることを踏まえ、システムの導入が技能者の処遇改善に繋がるよう、システムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価のあり方について検討を行う「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」を設置する。

1. 検討会委員

右記のとおり

2. 検討内容

- ・評価の客観性の確保
- ・技能者の能力を評価する要素
- ・評価に要するコスト（費用・時間・手間）
- ・業種間のバランス

※諸外国の能力評価制度の調査や国内の資格制度の整理も実施

※専門工事業団体等へのヒアリングも実施

※専門工事企業の施工能力等の見える化への連動も視野に入れて検討

3. スケジュール

| | |
|----------------|---------|
| 平成29年11月13日（月） | 第1回検討会 |
| 12月14日（木） | 第2回検討会 |
| 平成30年1月29日（月） | 第3回検討会 |
| 2月28日（水） | 第4回検討会 |
| 3月20日（火） | 第5回検討会 |
| 3月27日（火） | 中間とりまとめ |

○座長

委員

| | |
|-------------------------------------|--------|
| 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授 | 蟹澤 宏剛○ |
| 千葉経済大学経済学部経営学科 准教授 | 藤波 美帆 |
| (一社)日本型枠工事業協会 常任理事 | 後町 廣幸 |
| (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 | 青木 茂 |
| (一社)日本機械土工協会 労働安全委員会委員 | 鈴木 喜広 |
| (公社)全国鉄筋工事業協会 理事 | 池田 愼二 |
| (一社)日本左官業組合連合会 理事 技術顧問 | 鈴木 光 |
| (一社)全国建設室内工事業協会 理事 | 武藤 俊夫 |
| (一社)日本電設工業協会 常務理事 | 中山 伸二 |
| 全国管工事業協同組合連合会 理事・技術部長 | 大熊 泰雄 |
| (一社)日本空調衛生工事業協会 人材委員会委員 | 安達 孝 |
| (一社)日本建設業連合会 | 能登谷 英俊 |
| (一社)全国建設業協会 業務執行理事 | 星 直幸 |
| (一社)全国中小建設業協会 常任理事 | 河崎 茂 |
| (一社)住宅生産団体連合会 工事CS・安全委員会副委員長 | 宗像 祐司 |
| 全国建設労働組合総連合 技術対策部長 | 小倉 範之 |
| (一財)建設業振興基金建設キャリアアップ 運営準備室総括研究部長 | 田尻 直人 |

オブザーバー

| | |
|-------------------------------------|-------|
| (一社)建設産業専門団体連合会 常務理事 | 道用 光春 |
| 厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 建設・港湾対策室長 | 吉野 彰一 |
| 厚生労働省人材開発統括官能力評価担当参事官室 上席職業能力検定官 | 奥野 正和 |
| 国土交通省大臣官房技術調査課 建設技術調整室長 | 田村 央 |
| 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 営繕技術企画官 | 頼本 欣昌 |
| 国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室長 | 武井 利行 |

【事務局】

| | |
|---|---------|
| 国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課長 | 出口 陽一 |
| 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 労働資材対策室長 | 矢吹 周平 |
| 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室長 | 高田 龍 11 |

1. 能力評価制度の対象

＜建設技能者の能力の要素＞



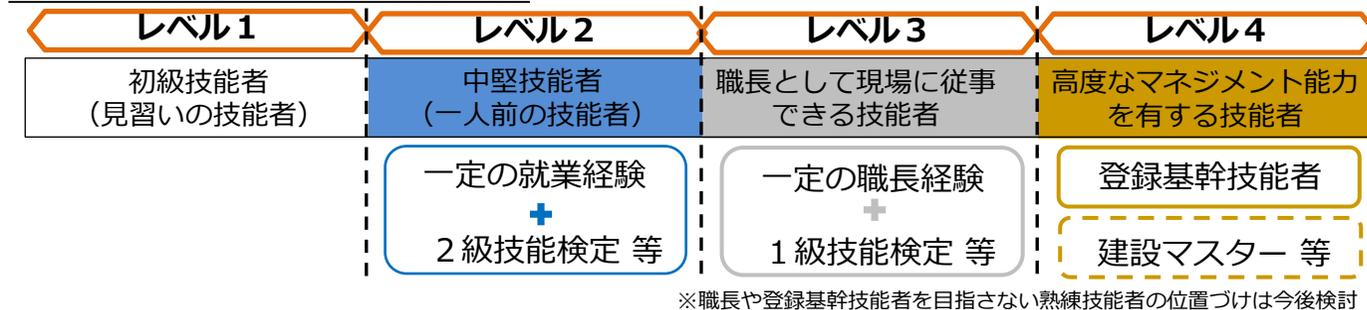
能力評価制度の対象

建設キャリアアップシステムにより客観的に把握可能

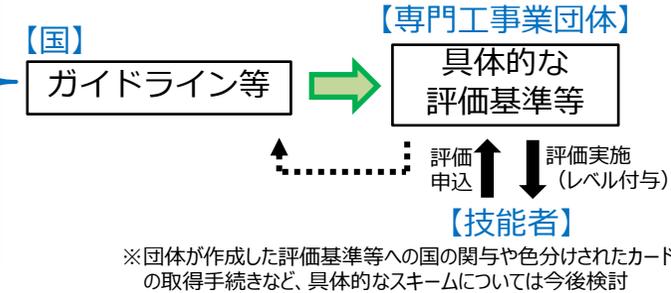
登録基幹技能者講習や職長経験により把握可能

現場で発揮される能力 (各企業において独自に判断) ※現場の働きぶりを客観的に評価する方策等についても引き続き検討

2. レベル分けの目安やルール



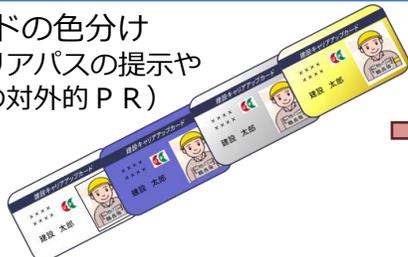
3. 制度枠組み (イメージ)



4. 評価結果の活用

技能者の客観的かつ大まかなレベル分け (処遇改善の土台作り)

○カードの色分け (キャリアパスの提示や技能の対外的PR)



○専門工事企業の施工能力等の見える化への連動

【見える化の対象項目 (イメージ)】
○所属する技能者のレベル、人数 など
→ 高いレベルの職人を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備

「レベル分け」と「現場で発揮される能力」とを組み合わせた活用

○レベル分けを参考とした技能者の適切な処遇の実現

- ・レベル分けを参考として、雇用する企業が技能者の経験やスキルをより適切に反映した給与を決定
- ・高いレベルの技能者のうち、現場での働きぶりが優秀な者に対して手当支給

5. スケジュール

- 建設技能者の能力評価制度と専門工事企業の施工能力等の見える化とを並行して検討を進め、平成30年夏頃までに両制度の枠組みを提示。
- その後、専門工事団体等における具体的な評価基準等の策定を進め、平成31年度からの両制度の運用開始を目指す。

| 開発スケジュール等 | 技能者 | 専門工事企業 | 元請企業 |
|--|---|--|--|
| H29年度 | 【技能者の評価】 ・検討会の設置（11月） ↓ ・中間とりまとめ（3月） | 【専門工事企業の「見える化」】 ・内容・方法の検討 ↓ | |
| H30年度 【4月～】 ・技能者登録開始・カード交付開始 ・事業者登録開始 | ↓ ・検討会の設置（4月） ↓ ・基準づくりWGの設置（5月） ↓ ↓ ↓ | ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ | |
| 【1月～】 ・限定運用開始 | ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ | ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ | 【働き方改革等への活用】 ・システムを活用した社会保険加入徹底方策の検討 ・建設業における働き方改革に資するシステムの活用方策について検討 |
| H31年度～ ・本運用開始 | ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ | | |
| <div style="border: 2px solid pink; padding: 10px;"> <p>○ システムを活用した技能者の能力評価制度・専門工事企業の施工能力等の「見える化」制度の運用開始</p> <p>○ システムを活用した働き方改革等への対応</p> <p>・技能者の能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する技能者に対する公共工事での評価を検討</p> </div> | | | |

【周知・普及活動】・全ての建設業関係団体を一堂に集めた説明会を開催（平成29年11月・平成30年6月）
 ・地方ブロック単位でも建設業関係団体の地方組織や個社を集めた説明会を開催（平成30年2月～4月、平成30年夏）
 ・その他、建設業関係団体等の求めに応じて、個別の説明会を実施

【厚生労働省との連携】・システムを活用して技能者の処遇改善を図る取組を行う事業者に対する支援策について、当該取組の効果（能力開発促進、賃金向上など）を見極めながら、厚生労働省と検討を進める。
 ・ジョブ・カードと連携し、システムの情報等をジョブ・カードとして活用することについて、厚生労働省と検討を進める。
 ・建退共制度の一層の活用に向け、建退共における電子申請方式の導入に向けた動きと連携して検討を進める。
 ※建退共において、システムに蓄積された就業履歴を用いて証紙請求書類（共通）を作成するソフトを開発し、提供予定。

5. 登録申請の概要

技能者

提出書類の用意

- 本人確認書類 ※1
(運転免許証の写し など)
 - 顔写真 (カード用)
 - 加入社会保険等確認書類
(被保険者証、建退共手帳 など)
 - 保有資格、研修受講、表彰の証明書類
 - 料金払込票の振込受領書 ※2
- など

インターネット申請の場合、書類はJPEGデータで添付

- ※1 : 顔写真付本人確認書類がない場合は、窓口申請のみ可能
- ※2 : 郵送・窓口申請の場合のみ

申請フォーム入力・申請書記入

- 本人情報 ●
(氏名、生年月日、住所、連絡先 など)
 - 所属事業者 ●
(事業者名、所在地、雇用形態など)
 - 社会保険等加入状況 ●
(社会保険、建退共、労災特別加入 など)
 - 職種 ● ●
(例：①大分類：とび工
-小分類：足場とび工
②大分類：内装工
-小分類：内装仕上工 等)
 - 保有資格 ● ●
(技能士、登録基幹技能者、技能講習 など)
 - 研修・表彰履歴 ● ●
(職業訓練、団体・個社実施の講習、建設マスター など)
- など

料金支払

- 【インターネット申請】
・以下の支払方法から選択し、支払い
- クレジットカード決済
 - ゆうちょ・コンビニ支払 (払込票)
- 【郵送・窓口申請】
- コンビニ支払 (払込票) ※3
- ※3 : 申請書に同封されている払込票により支払い、振込受領書も申請書と共に提出

IDの取得・カード受取等

技能者IDの取得及びキャリアアップカードの受取

※4
(簡易書留)

※4 : 技能者が希望する送付先住所において受取

事業者

提出書類の用意

【建設業許可のあるケース】
○建設業許可証明書の写し

【建設業許可のないケース】
○事業者証明書類 及び
資本金確認証明書類
(例：事業税の確定申告書、
納税証明書 など)

【両ケースともに】
○加入社会保険等確認書類
(例：社会保険料納入証明書、
労働保険料等納入通知書、
建退共契約者証 など)

インターネット申請の場合、
書類はJPEGデータで添付

申請フォーム入力・申請書記入

- 事業者情報 ●
(商号、建設業許可の
有無、許可番号、代表者名、
資本金 など)
- 業種 ●
- 登録責任者
(氏名、部署名、連絡先)
- 社会保険等加入状況
(社会保険、建退共、
労災特別加入 など)
- 所属団体
- 利用している民間システム
(入退場管理システム、
安全管理システム など) ※1
- 表彰履歴

※1：建設キャリアアップシステムとの連携
について認定を受けたものに限る

料金支払

【インターネット申請】
事業者登録完了後、登録料の
支払依頼のメールを受信後、
以下から選択して支払い。
◇請求書の必要ない方
○クレジットカード決済
○銀行振込 (オンライン)
◇請求書が必要な方
○ゆうちょ・コンビニ支払
(払込票)
○銀行振込 (払込票)

【郵送・窓口申請】
事業者登録完了後、登録料の
請求書が届き次第、支払い。
支払方法は、インターネット
申請請求書有りの支払方法と
同様。

IDの取得等

事業者ID・
管理者IDの
取得
(登録料の支払い
完了後、メール
又は郵送※2で
通知)

※2：事業者が希望する
送付先住所に郵送

【凡例 (インターネット申請時のみ)】 ●：建設業許可情報を反映

1. 登録申請書と払込票について

登録申請書一式及び払込票には、**数値14桁の「申請書番号」**が印刷してあります。
 この番号は、申請者の登録申請書一式と払込状況の確認をするうえで重要なものです。
 申請にあたっては、**登録申請書一式と払込票の「申請書番号」が一致**しているか必ず確認し、必要事項をご記入等してください。

- 登録申請書一式
 (申請書10枚+証明書類チェック用紙) 見本



(例) 申請書番号10000000144444
 (同一番号)

- 払込票 見本



2. 保有資格等、研修等の受講履歴、表彰等の履歴について

①記入欄が足りない場合

「保有資格及び研修等の受講履歴、表彰等の履歴」を登録申請書にて本システムに登録する場合は、**決められた各用紙の項目欄内**に適切に記載していただく必要がありますが、多数の資格をお持ちの方は**1枚の申請書では足りない際は、本用紙をコピーして**記載して頂く必要があります。

その際に、**異なった提出方法をする**と**本システムに登録されない**事があるため、ご注意ください。

○本システムに登録される又は登録されない提出方法

| 本システムに登録されるケース | 本システムに登録されないケース |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 必ず、各項目の本用紙をコピーして記入してください。 (申請書番号が同一のもの) 独自で作られたフォーマットや本用紙の欄外に記載された状態での申請は本システムに登録されないのをご注意ください。 | <ul style="list-style-type: none"> 各申請本用紙欄外に記載し提出した場合。 独自のフォーマットを作成し提出 (または、該当する申請書に足りない分を記載した独自のフォーマットを貼付して提出 等) |

※登録基幹技能者(5/10枚目)については、本用紙のコピーは認められません。

② 添付書類の取扱い

- 添付書類をご提出いただく場合は、右下に「通し番号」を記載して頂く必要があります。
 - 登録基幹技能者、保有資格、表彰等の項目については、申請書本紙に記載された「**コード番号**」を記載していただく必要があります。
コード番号が未記載の場合は、添付書類が本システムに登録されないのをご注意ください。
- また、添付書類は、1枚に複数の資格証明書（又は表彰）ではなく、1つの資格証明書1枚（又は表彰）で片面のみ記載されている状態でご提出いただく必要があります。（サイズはA4）

| 添付書類として認められるもの | 添付書類として認められないもの |
|---|--|
| <p>○ 1枚1資格証明書（又は表彰）で通し番号及びコード番号が記載されている片面A4サイズの書類 例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>証明書類の写し1枚に1つの5桁コード番号を記入する場合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>技能講習修了証明書等、証明書類の写し1枚に複数のコード番号を記入する場合</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">※詳細については、手引きP. 29参照</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 1枚複数資格証明書（又は表彰）で提出してきた書類 ○ 通し番号及びコード番号の記載がない書類 ○ A4サイズでない書類（大小関わらず） ○ 表裏両面にコピーされた書類 |

3. 個人情報の記載のある添付書類の取扱いについて（インターネット申請も同様）

- ご自身以外の個人情報（従業員の情報 等）が記載されている場合は、その分は必ず見えないように**マスキング対応**等していただいたうえで、ご提出ください。
 ※個人情報の取扱上、**申請者本人以外の情報が確認された時点で、申請書一式を返却**させていただくこととなりますのでご注意ください。
- ※本件に該当する主な添付書類は、加入している社会保険等（健康保険、年金保険、雇用保険等の保険内容記載項目）の証明書類になります。
- ※添付書類は、**原本ではなく写し**（卒業証明書以外）をご提出ください。

○技能者登録については、技能者本人に代わって、技能者本人から同意を得た所属事業者・元請事業者・上位下請事業者等が申請を行うことができます（代行申請）。

1. 代行申請に必要な準備

- 代行申請を行う事業者は、代行申請を行う前に、
 - ①建設キャリアアップシステムに事業者登録を行うこと（事業者IDを取得すること）
 - ②技能者本人から、代行申請同意書により同意を得ること
- ※所属事業者以外が代行申請する場合には、所属事業者からも代行申請同意書により同意を得ることが必要です。

○代行申請同意書の作成方法

- ・紙による申請の場合
申請書10/10枚目の様式を使用して同意書を作成。
- ・インターネットによる申請の場合
代行申請手続き中の画面に表示される、PDF形式の様式をダウンロードして同意書を作成し、作成した同意書をJPEGデータにて添付。

2. 代行申請の方法等

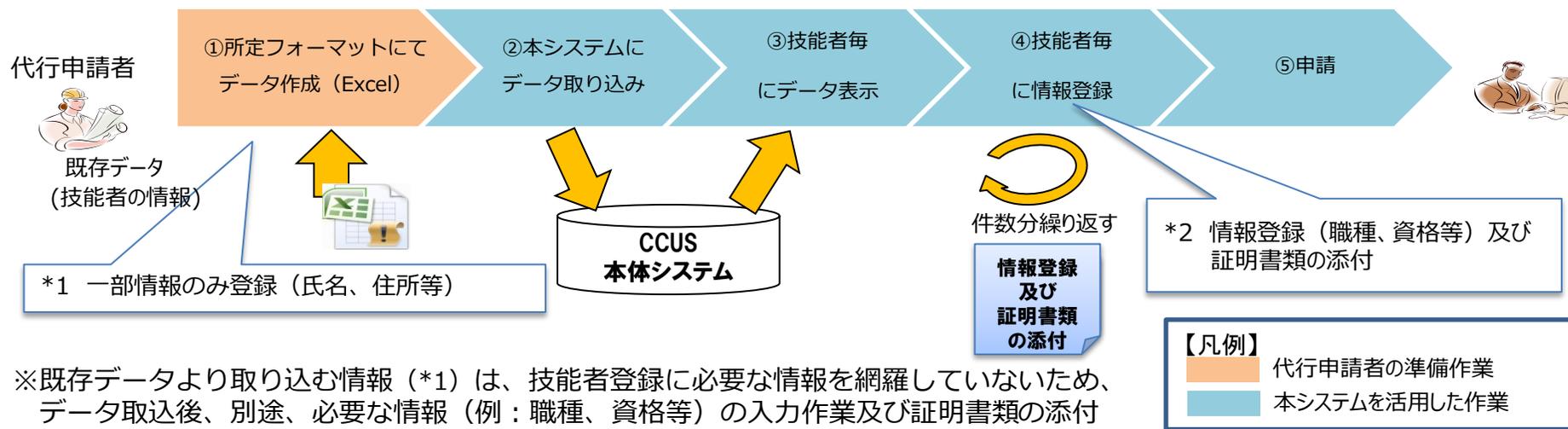
| | 提出書類の用意 | 申請フォーム入力・申請書記入 | 技能者登録料の支払 | 申請方法・カード受取方法 |
|-----------|---|---|---|---|
| 共通の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・技能者毎に以下の書類を取りまとめ ○本人確認書類 ○顔写真（カード用） ○加入社会保険等確認書類 ○保有資格、研修受講、表彰の証明書類 ○代行申請同意書 など | <ul style="list-style-type: none"> ・技能者毎に以下の登録情報を記入・入力 ○本人情報 ○所属事業者 ○社会保険等加入状況 ○職種 ○保有資格 ○研修・表彰履歴 など | <ul style="list-style-type: none"> ・技能者毎に登録料を支払い | <ul style="list-style-type: none"> ○申請方法 【インターネット・郵送申請】 ・顔写真付き本人確認書類がある技能者 【窓口申請】 ・顔写真付き本人確認書類のない技能者（本人の同行が必要） ・本人確認書類自体がない技能者（本人の同行、所属事業者が発行する技能者の所属に関する証明書が必要。所属事業者が代行する場合のみ可能） |
| インターネット申請 | <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の画像データ化（JPEGデータ） | <ul style="list-style-type: none"> ・代行申請者が本システムにログインし、技能者毎に上記の情報を入力、左記の画像データをアップロード ※代行申請者が保有する既存データを活用し、入力の手間軽減が可能（所定のExcelファイルを作成し、取り込み） | <ul style="list-style-type: none"> ・技能者毎に以下の支払方法から選択し、支払い ○クレジットカード決済 ○ゆうちょ・コンビニ支払い（払込票） | <ul style="list-style-type: none"> ○受取方法 ・技能者が希望する送付先住所においてカードを受け取り（所属事業者を送付先にすることも可能） |
| 郵送・窓口申請 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・技能者毎に申請書を作成 ※申請書にはそれぞれ固有の申請者番号が記載されているため、申請書のコピー利用は不可 ・技能者毎に提出書類と共に登録申請書封筒に封入 | <ul style="list-style-type: none"> ・技能者毎に申請書に同封されている払込票により登録料を支払い ※技能者毎に振込受領証を申請書に貼付 | <ul style="list-style-type: none"> ○受取方法 ・技能者が希望する送付先住所においてカードを受け取り（所属事業者を送付先にすることも可能） |

※代行申請した技能者登録が完了した後、代行申請者に対し、登録完了を通知（メール又は圧着ハガキ）

既存データの取り込み（技能者情報の登録申請作業の効率化）

代行申請にあたって、技能者情報の登録申請作業を効率化（手入力作業削減）するため、代行申請者が、既存民間システムに登録してあるデータ（自社保有情報も可）を、本システムの所定フォーマット（Excel形式）に当てはめて本システムに取り込むことで、技能者情報申請画面に情報を反映することができます。

【既存データの取り込みフロー】



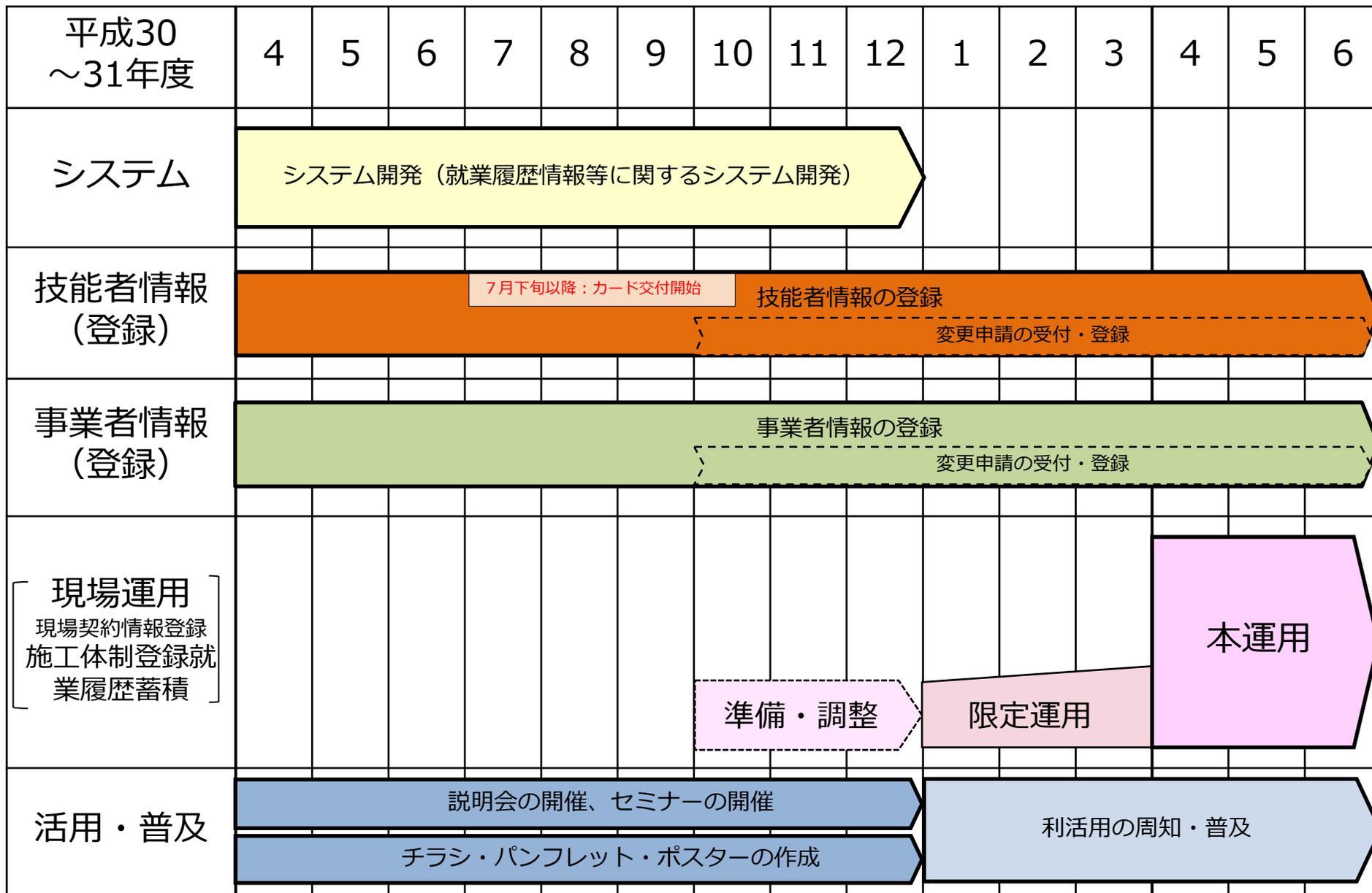
※既存データより取り込む情報（*1）は、技能者登録に必要な情報を網羅していないため、データ取込後、別途、必要な情報（例：職種、資格等）の入力作業及び証明書類の添付（*2）が必要。

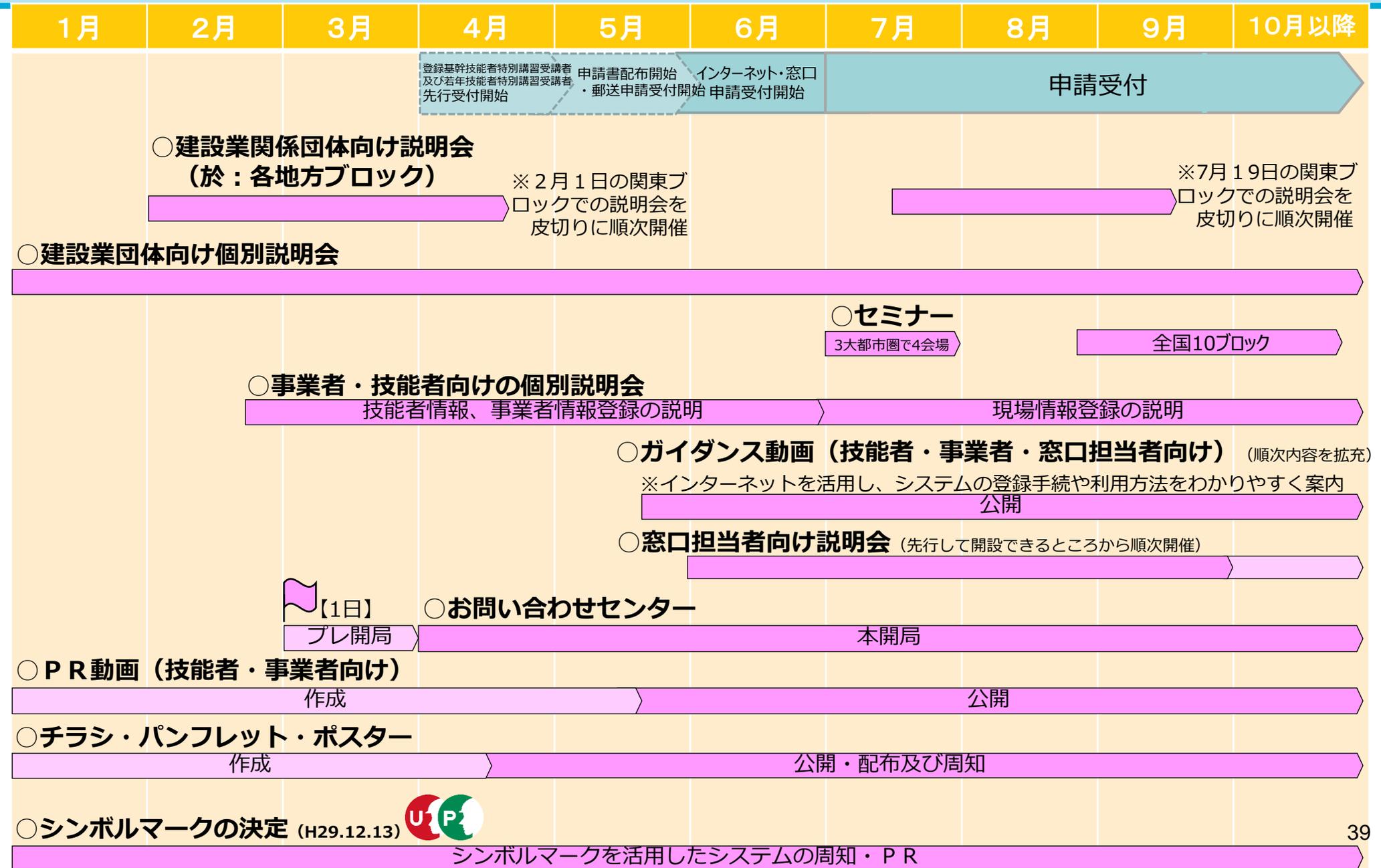
【参考】所定フォーマット（Excel形式）（イメージ）

| 登録日 | 情報種類 | 登録データファイル名 | データ作成者 | 登録担当者 | パスワード |
|-----|------|------------|--------|-------|-------|
| | | | | | |

| 国籍 | 姓_カ | 名_カ | ミドルネーム_カ | 姓 | 名 | ミドルネーム | Family name | Given name | Middle name | 生年月日 | 性別 | 血液型 | 現住所_郵便番号 | 現住所_都道府県_カ | 現住所_市区町村_カ | 現住所_住所1_カ | 現住所_住所2_カ | 雇用保険_加入状況 | 雇用保険_加入除外理由コード | 雇用保険_雇用保険被保険者番号 | 雇用保険_被保険者種別_区分 | 建設業退職金共済制度_加入状況 | 建設業退職金共済制度_通番号 | 中小企業退職金共済制度_加入状況 | 中小企業退職金共済制度_共済番号 | 労災保険特種加入_加入状況 | 労災保険特種加入_加入保険種類 | 労災保険特種加入_加入保険番号 | 労災保険特種加入_整理番号 | 一般健康診断種別コード | 一般健康診断_診日 | 特殊健康診断_記入数 | じん肺健康診断種別コード | じん肺健康診断_受診日 | 技能職種_記入数 |
|----|------|-----|----------|----|----|--------|-------------|------------|-------------|------------|----|-----|----------|------------|------------|-----------|------------|-----------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|------------------|------------------|---------------|-----------------|-----------------|---------------|-------------|-----------|------------|--------------|-------------|----------|
| 1 | カンセツ | 知ワ | | 建設 | 一郎 | | | | | 2000-05-01 | 1 | 3 | 3620000 | サイトケン | アグホシ | オオサザハイチ | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 |
| 1 | トホウ | コウジ | | 土木 | 浩二 | | | | | 1970-05-30 | 1 | 2 | 1650000 | トウキョウト | ナカク | サキミヤ | トウキョウトコウジツ | | | | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | |
| 2 | スミス | ジョン | | | | | Smith | John | | 1958-05-01 | 1 | 3 | 2750000 | チバケン | チバシシ | ツグヌメ | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | |
| 1 | フジ | ハナコ | | 富士 | 華子 | | | | | 1980-10-03 | 2 | 4 | 2300000 | カナガワケン | エノハシ | ツルシ | セイイチバチ | | | | | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | |

6. 今後のスケジュール





 7. 建設キャリアアップシステムのホームページについて

専用HPの開設

- 建設業振興基金HP内に、システムの概要、利用方法及びQ & Aを掲載した建設キャリアアップシステム専用のHPを開設

(<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccs/index.htm>)

【建設業振興基金トップページ】



Q&Aの掲載

- Q&Aを掲載
- ※Q&Aは順次、追加・更新していく予定
- [システムの目的・対象](#) | [システム活用の効果](#) | [技能者・事業者の役割](#) | [システムに活用される就業履歴](#) | [費用](#)

システムの目的・対象について

- Q1-1. 建設キャリアアップシステムを構築する目的は
- Q1-2. 公共工事の現場で登録は義務付けられるのか
- Q1-3. 優秀な技能者の引き抜きにつながるのではないのか
- Q1-4. 社会保険に未加入の作業員はシステムで現場入場を制御されるのか

API連携の掲載

- API連携認定システム審査受付サイトを掲載



就業履歴データ登録標準API連携認定システムとは？



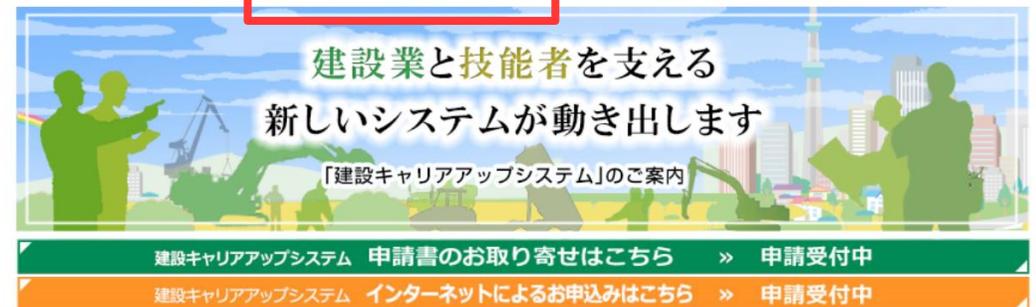
動画の掲載

- システム概要を説明した動画を掲載
- 【建設業振興基金トップページ】



※周知・普及ツール（動画媒体など）を順次作成し、掲載予定

| | | | |
|-----------------------------------|-----------|------------|--------------|
| HOME | 概要/スケジュール | 運営協議会/総会資料 | ご登録手続き/ご利用方法 |
| 建設キャリアアップシステムログイン | ガイダンス動画 | インフォメーション | Q & A |



技能者向けガイダンス動画

建設キャリアアップシステム ガイダンス動画 コンテンツ

建設キャリアアップシステムへ情報を登録申請される、技能者および事業者の皆さまが、円への登録申請方法を、ガイダンス動画で説明します。

建設キャリアアップシステムへの情報登録申請の前に、まずはこのガイダンスをご視聴ください



建設キャリアアップシステムに登録申請をされる技能者の皆さまへ、システムの概要や、イ、です。

■技能者ガイダンス動画リスト

- 技能者情報登録申請 概要
- 技能者情報登録申請 インターネット申請

技能者

建設キャリアアップシステムに登録申請をされる技能者の皆さまへ、システムの概要や、インターネットを介した登録申請方法を動画でご説明します。

■技能者情報登録申請 概要 (全体視聴時間：25分)

建設キャリアアップシステムが運用開始された後のイメージや、システムを利用することのメリットなどについてご紹介いたします。

すべて再生する

内容をPDFで確認する

| Section | タイトル | 再生 | 内容 |
|---------|------------------|----|--|
| - | はじめに | | ・はじめに ・建設キャリアアップシステムとは |
| 1 | システムの利用イメージとメリット | | ・Section先頭 ・建設キャリアアップシステム 利用開始までの流れ ・建設キャリアアップシステムのメリット ・建設キャリアアップシステムの技能者情報の取り扱いについて |
| 2 | 登録申請の流れ | | ・Section先頭 ・技能者情報の登録申請方法 ・技能者情報の登録申請者 ・インターネット申請の流れ ・郵送申請・窓口申請の流れ |
| 3 | その他補足事項 | | ・Section先頭 ・登録申請時の添付書類 ・本人確認書類と申請方法 ・本人確認書類の種類と注意点 |
| - | お問い合わせ先 | | ・お問い合わせ先 |

タイトル選択

動画視聴

登録申請時の添付書類

登録申請時に必要な添付書類について説明します。

■必ず添付が必要な書類

本人確認書類

カード用顔写真

登録料金の払込受領書

*インターネット登録を除く

■情報を証明するために必要な書類
社会保険等証明書類、資格、学歴に関する証明書類

加入社会保険等証明書類

登録基幹技能者証明書類

保有資格証明書類

※実際に有効な証明書類を提出してください。

本人確認書類の種類と注意点

動画視聴

顔写真のない公的身分証明書(写し)を提出する場合 窓口申請のみ

氏名、生年月日、現住所が確認できる書類
計2点の写しを提出

○ 住民票(写し)

✗ 健康保険組合証
(顔写真なし・現住所なし)
(写し)

+

健康保険証
(顔写真なし・現住所なし)
(写し)

+

雇用保険被保険者
資格取得等確認通知書
(顔写真なし・現住所なし)
(写し)

+

現住所の記載された公的
身分証明書

事業者向けガイダンス動画

建設キャリアアップシステム ガイダンス動画 コンテンツ

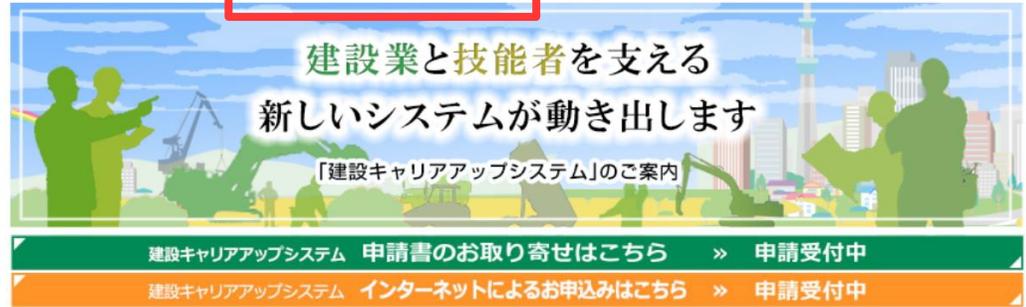
建設キャリアアップシステムへ情報を登録申請される、技能者および事業者の皆さまが、円への登録申請方法を、ガイダンス動画で説明します。

建設キャリアアップシステムへの情報登録申請の前に、まずはこのガイダンスをご視聴ください。

技能者向け ガイダンス動画

事業者向け ガイダンス動画

| | | | |
|-------------------|-----------|------------|--------------|
| HOME | 概要/スケジュール | 運営協議会/総会資料 | ご登録手続き/ご利用方法 |
| 建設キャリアアップシステムログイン | ガイダンス動画 | インフォメーション | Q & A |



▶ 事業者

建設キャリアアップシステムに登録申請を検討される事業者の皆さまへ、システムの概要や、イまでの登録申請方法を、ガイダンス動画で説明します。

事業者ガイダンス動画リスト

- 事業者情報登録申請 概要
- 事業者情報登録申請 インターネット申請

事業者

建設キャリアアップシステムに登録申請を検討される事業者の皆さまへ、システムの概要や、インターネットを介した登録申請方法を動画でご説明します。

事業者情報登録申請 概要 (全体視聴時間：27分)

建設キャリアアップシステムが運用開始された後のイメージや、システムを利用することのメリットなどについてご紹介いたします。

すべて再生する

内容をPDFで確認する

| Section | タイトル | 再生 | 内容 |
|---------|------------------|----|---|
| - | はじめに | | <ul style="list-style-type: none"> はじめに 建設キャリアアップシステムとは |
| 1 | システムの利用イメージとメリット | | <ul style="list-style-type: none"> Section先読 建設キャリアアップシステム 利用開始までの流れ 建設キャリアアップシステムのメリット 建設キャリアアップシステムの技能者情報の取り扱いについて |
| 2 | 登録申請の流れ | | <ul style="list-style-type: none"> Section先読 事業者情報の登録申請方法 インターネット申請の流れ 郵送申請・窓口申請の流れ |
| 3 | その他補足事項 | | <ul style="list-style-type: none"> Section先読 事業者確認書類の準備 事業者証明書 事業者確認書類の準備 社会保険等の加入証明書 事業者登録料・利用料 IDについて 管理者IDと現場管理者ID |
| - | お問い合わせ先 | | <ul style="list-style-type: none"> お問い合わせ先 |

タイトル選択

動画視聴

事業者確認書類 社会保険等の加入証明書類

■社会保険等の加入証明書類
事業所の形態に応じて、該当する社会保険等の加入証明書類をご準備ください。

健康保険 加入証明書類

健康保険 (社保) 国民健康保険

雇用保険 加入証明書類

国民健康保険

その他労災保険など 加入証明書類

年金 加入証明書類

厚生年金 国民基礎年金

建設業退職金共済制度 加入証明書類

建設業退職金共済契約者証

中小企業退職金共済制度 加入証明書類

労災保険特別加入証明書

動画視聴

建設キャリアアップシステム ガイダンス動画 事業者情報登録申請 概要

事業者確認書類の準備 事業者証明書類

■建設業許可がある場合

建設業許可証明書 (写し) 1点

建設業許可通知書 (写し) 1点

または

- 上記書類に記載の建設業許可番号から建設業許可データを参照します。
- 建設業許可データより資本金を確認し、事業者登録料が算出されます。

各種コンテンツのダウンロード

建設キャリアアップシステム
Construction CareerUp System

お問い合わせセンター
03-6386-3725
受付時間：平日 9時～17時
Email: otoiwase@mail.ccus.jp

| | | | |
|-------------------|-----------|------------|--------------|
| HOME | 概要/スケジュール | 運営協議会/総会資料 | ご登録手続き/ご利用方法 |
| 建設キャリアアップシステムログイン | ガイダンス動画 | インフォメーション | Q & A |

建設業と技能者
新しいシステムが
「建設キャリアアップシステム」

ダウンロード
リンク

建設キャリアアップシステム 申請書のお取り寄せはこちら >> 申請受付中
建設キャリアアップシステム インターネットによるお申込みはこちら >> 申請受付中

チラシ・パンフレットなど

PDF版をダウンロードできますので、印刷のうえ、説明会や社内での周知等でご自由にお使い下さい。
また、チラシ、パンフレットなどの資料を資料請求フォームからお申込みもできます。
下記URLをクリックし、お申込みください。
<https://secure.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/seikyuu.php>

チラシ・パンフレットが必要な方は、
資料請求フォームからお取り寄せ下さい。



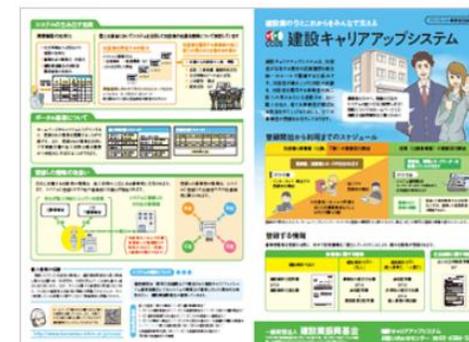
チラシ (システムの概要編)

A4版



パンフレット (技能者登録編)

A4版/A3見開き版



パンフレット (事業者登録編)

A4版/A3見開き版

※国土交通省でも資料を公開していますので、そちらもご活用ください。

PR動画

トップページに掲載しております技能者登録編、事業者登録編のPR動画およびDVDのパッケージをダウンロードできますので、ダウンロードのうえ、圧縮ファイルを解凍し、説明会や社内での周知等でご自由にお使い下さい。※販売、編集行為は禁止しております。



リンク用バナー

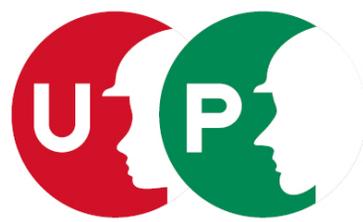
「建設キャリアアップシステム」のバナーをご利用の方は以下をご利用ください。HP/バナー利用時の注意事項は以下の通りです。
・本財団の建設キャリアアップシステムのホームページ (URL: <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/index.html>) にリンクを貼る際のバナーとして使用する場合にのみご利用下さい。
・上記リンク用バナー以外のイメージは使用しないでください。
・リンク用バナーのサイズや内容、色、リンク先URLは変更しないでください。

| | |
|---------------|--|
| バナー1 (234×59) | |
| バナー2 (90×90) | |
| バナー3 (90×90) | |

・バナーデータ

シンボルマーク

シンボルマークや「建設キャリアアップシステム」のロゴをご利用の方は以下をご利用ください。



・シンボルマーク利用規定
・シンボルマークデータ

8. 建設キャリアアップシステムの利用規約、Q&A

1. 利用規約の主な内容

- 提供するサービス（第3条）：登録技能者や登録事業者が利用できる本システムが提供するサービスの内容
- 登録料及び利用料と支払方法（第4条）
- 禁止事項（第7条）：第三者のなりすましによる行為や本人以外による建設キャリアアップシステムカードの無断利用の禁止等
- 秘密保持（第16条）
- 個人情報の使用目的と保護（第17条）

等

2. 主な問い合わせのQ&A① ※本システムHP Q&A一部抜粋等

Q1：公共工事の現場で登録は義務付けられるのか

A：システムの利用は任意となっておりますが、できるだけ多くの技能者・事業者がシステムを利用いただき、技能者の処遇改善が図られるよう、国土交通省において、システムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価制度の策定や能力評価制度と連動した専門工事企業の施工能力等が見える化する仕組みの構築が検討されています。また、建設技能者の能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価を検討することとされています。

Q2：社会保険に未加入の作業員はシステムで現場入場を制限されるのか

A：現場入場制限は、現場毎の元請事業者の判断となります。
システムには、社会保険の加入状況について、証明書類による確認の有無も含めて登録されますので、元請事業者による加入状況確認に役立ちます。

Q3：システムの詳しい内容はどこに問い合わせればいいのか

A：2018年3月からお問い合わせセンターを開局しましたので、お問い合わせいただければと存じます。
電話番号：03-6386-3725
メールアドレス：otoiawase@mail.ccus.jp

Q4：カードを持っていない技能者は現場に入場できなくなるのか

A：このシステムは、技能者の処遇の改善につなげるために技能者の就業履歴を蓄積することを目的としておりますので、技能者の方が漏れなくシステムへ登録されることが重要となります。カードを所持していない技能者について、現場入場を認めない取り扱いとすることを求めるものではありませんが、技能者全体の処遇改善につなげていくためにも、できる限り多くの技能者の登録が行われるよう、システムの周知を進めていきます。

2. 主な問い合わせのQ & A ② ※本システムHP Q & A 一部抜粋等

Q 5 : 現場の技能者に説明をしなくてはならないが、説明用のわかりやすい資料はないか

A : システムに関する概要説明の動画を建設キャリアアップシステムHPに掲載しておりますので、ご活用ください。また、他のQ & Aでもシステムの詳細についての説明もしていますので、こちらもご確認ください。
今後も、システムに関する説明資料や最新情報をHPで掲載・更新していきます。広くご活用いただければと存じます。

Q 6 : 優秀な技能者の引き抜きにつながるのではないか

A : 引き抜きにつながるのではないかという懸念の声も踏まえ、技能者本人と所属事業者の双方の同意がなければ、その技能者の情報は他の建設事業者から閲覧できないような仕組みを基本としています。なお、設定前の初期値は非開示としています。

Q 7 : カードを紛失したら個人情報漏えいするのではないか

A : カードにはID番号が記録されているだけで、個人情報は記録されません。技能者情報・事業者情報のいずれもクラウド上に蓄積するため、カードを紛失しても個人情報漏えいすることはありません。

Q 8 : 登録情報の偽装はどう防ぐのか。発覚した場合の罰則は

A : システムの利用にあたっては、利用規約に同意する必要があり、偽装が発覚した場合には、利用規約に従い登録の取り消し等などの措置を実施します。

Q 9 : 技術者も技能者登録の対象となるのか

A : 技能者情報登録の対象は、作業員名簿に掲載される者を基本としますが、技術者も登録が可能な仕組みとしています。

Q 10 : 一人親方の場合は、事業者登録と技能者登録、両方が必要となるのか

A : 一人親方は事業者であり、かつ技能者でもあることから、事業者情報と技能者情報の両方について登録が必要となります。
なお、この場合の登録料のご負担は、技能者登録料のみとなります。

Q 11 : システムに登録する前の履歴はどのようにシステム上扱われるのか

A : 技能者情報の登録の際、技能者ID発行以前の「経験年数（職歴など）」を記載できる欄を設け、記載内容を技能者情報の閲覧画面に表示する予定です。例えば、技能者は「型枠工事を20年。」、所属事業者は「この技能者は型枠工事を20年経験したことを証明します。」と記載することが考えられます。

2. 主な問い合わせのQ & A ③ ※本システムHP Q & A 一部抜粋等

Q 1 2 : カードリーダーを置けない現場については、どうやって就業履歴を蓄積するのか。

A : カードリーダーを置けない現場については、事後に技能者又は所属事業者（雇用する事業者）が、システムにログインして、「誰が」、「いつ」、「どの現場」等の就業情報を直接入力して、その情報の蓄積を可能とする予定です。その場合は、入力された就業情報の信頼性を高めるために、現場の元請事業者や所属事業者による確認が行え、その確認結果を閲覧画面に表示できるようにする予定です。

Q 1 3 : 日によって異なる作業をする技能者（多能工）の就業履歴はどのように蓄積されるのか。

A : 現場毎に技能者の就業内容（職種・立場・作業内容等）を登録できます。
また、同一現場で日によって異なる作業の場合は、就業履歴の蓄積後に所属事業者がシステムにログインし、就業内容を日単位で変更することを可能としております。

Q 1 4 : 小規模な現場も登録の対象となるのか。また、登録は一つ一つの現場単位で登録しなければならないのか。

A : 現場・契約情報の登録対象は、補修工事やリフォーム工事等を含め全ての現場が対象です。なお、小規模な現場の登録にあたっては、一つの現場・契約情報に複数の工事情報を登録することにより、集約して管理することが可能です。また、カードリーダーの設置については、現場監督者が複数の現場を巡回することを想定し、一つのカードリーダーを使用し、個々の現場情報を切り替えることにより、複数の現場で共有することも可能です。

Q 1 5 : 工事によっては秘匿等を求められるので、現場・契約情報登録の際に、現場名を伏字等で表記してもよいのか。

A : 必要に応じて現場名を伏字等で表記し登録することが可能です。なお、就業履歴においても現場名を表示しますが、技能者がどのような現場に就業したかを示すためですので、どのような現場か分かる程度の伏字等にしてください。必要があります。
例：A 邸住宅新築工事
○○改築工事

Q 1 6 : 元請が現場・契約情報を登録しない場合はどうなるのか。

A : 技能者若しくは所属事業者がシステムにログインし、就業実績を直接入力できますが、システムに登録されていない現場での就業実績であり、元請事業者による入力内容の承認も得られないため、カードリーダーの読み取りによる就業履歴と区別されます。

Q 1 7 : システムに登録された情報で、施工体制台帳や作業員名簿等の書類作成が出来るのか

A : システムでは、登録された技能者、事業者と現場の情報を、全建統一様式に対応した施工体制台帳や作業員名簿等に自動入力する書類作成支援が行えます。なお、この書類作成支援を行うには、関係する技能者、事業者と現場の情報がシステムへ登録されたうえで、その現場の施工体制へ下請事業者とその作業員名簿を登録する必要があります。

2. 主な問い合わせのQ & A ④ ※本システムHP Q & A 一部抜粋等

Q 1 8 : 書類作成機能で作成した施工体制台帳や作業員名簿等の帳票は、システム上、関係者間でやりとりできるのか

A : 書類作成機能で作成した帳票を、関係者がシステムにログインし、相互に閲覧・出力することができるようにする予定です。具体的には、施工体制で上位となる事業者が、下位の事業者が登録した作業員名簿等を閲覧・出力できること、また、施工体制台帳を、当該の元請事業者と一次下請事業者が相互に閲覧・出力すること等です。

Q 1 9 : 登録の対象になる元請・下請事業者と技能者の範囲は

A : 事業者は、建設業の許可を取得していない業者や一人親方を含む全ての建設工事業者を対象としています。技能者は、作業員名簿に掲載される技能者を基本にしつつ、将来的には建設工事に従事する全ての技能者を対象としており、運用開始後1年で約100万人、開始後5年をめどに全技能者約330万人の登録を目指しています。

Q 2 0 : 手に職がない者（見習いなど）についても技能者登録の対象となるのか

A : 技能者情報登録の対象は、作業員名簿に掲載される者を基本としており、手に職がない者（見習いなど）についても対象としています。また、正規社員、非正規社員などの雇用形態も問いません。

Q 2 1 : 技能者を雇用する場合、事業者登録と所属する技能者の技能者登録は、どちらを先に行うべきか

A : 事業者登録、技能者登録の順で手続きを行っていただきます。この順の手続きにより、技能者登録時に所属事業者が特定されますので、紐付けに関する手続きが軽減されます。

Q 2 2 : 現場における立場（職長など）や作業内容は誰がいつ登録することになるのか

A : 元請事業者が現場・契約情報を登録した後、所属事業者は、技能者の就業内容（職種・立場・作業内容等）を記載した作業員名簿を、その現場の施工体制に登録することができます。これにより、現場毎に技能者の立場や作業内容等が登録され、蓄積される就業履歴に反映されます。

Q 2 3 : 現場に出入りしないが、自社の加工場において、現場で使用する鉄筋や型枠を加工する技能者の就業履歴は蓄積できるのか

A : 自社の加工場等を、現場としてシステムへ登録することができます。この場合、システムに登録した他の現場と同様に就業履歴を蓄積することが可能です。

2. 主な問い合わせのQ & A ⑤ ※本システムHP Q & A 一部抜粋等

Q 2 4 : 技能者がシステムの登録をしても、所属事業者がシステムの登録をしていない場合は、技能者の就業履歴はどのように扱われるのか

A : 技能者情報の登録と、元請事業者による現場・契約情報の登録があれば、所属事業者登録がなくても、現場に設置したカードリーダーにカードをタッチする等により就業履歴は蓄積されますが、所属事業者による技能者の就業内容（職種・立場・作業内容等）の登録はされず、立場と作業内容が就業履歴に反映されません。

Q 2 5 : いわゆる応援の技能者の就業履歴はどのように登録されるのか

A : 建設業では労働者の派遣は禁止されており、応援元の事業者と応援先の事業者が両者間で適切な請負契約を締結する必要があります。
その上で、応援元の事業者は応援先の事業者の下請事業者としてシステムに登録され、応援元の事業者に所属する技能者として従事した就業履歴が蓄積されます。
ただし、建設業務労働者就業機会確保事業により、厚生労働大臣の許可を受けて、技能者が応援先の事業者に送り出された場合は、受け入れた事業者に所属する技能者として従事した就業履歴が蓄積されます。

Q 2 6 : 建設キャリアアップシステムに現場入場者の入退場管理機能はあるのか

A : 建設キャリアアップシステムは技能者の就業履歴を業界横断の共通ルールで蓄積し、その蓄積された就業履歴等から処遇を改善していくことを主な目的としておりますので入退場を管理する機能はありません。但し、このシステムは認定された民間システムと連携することも可能としており、例えば技能者がキャリアアップカードを入退場時にカードリーダーへかざすことで就業履歴データの蓄積とともに入退場管理機能を備えたシステムであれば管理は可能となります。（カード情報の読取り状況により入退場時間と勤務時間が一致しないこともありますので注意は必要です）

Q 2 7 : 元請事業者と下請事業者で費用負担は異なるのか

A : 元請事業者と下請事業者で共通に負担をしていただく費用は、事業者登録料と管理者ID利用料となります。これとは別に、元請として現場を登録する事業者には、現場利用料を負担していただきます。元請・下請事業者の料金体系と設定に関する詳細は、「システムの利用料金」をご覧ください。